

武部良明著

国語速記史大要（上）

日本速記協會

まえがき

一、本書は、衆議院速記者養成所で使用する教科書の一部として「国語速記史」の概要をまとめたものである。

一、本書は、研究発表というよりはむしろ教科書としての概説に重きを置き、簡略をむねとした。従つて論旨不十分の点も少くないが、これは実際の講義において補うことを予定している。

一、速字を示すには「」で包んだ。ゆえに「カ」は任意の方式における「カ」という速字を表わしている。

一、引用文はすべて「」をもつて包むか段を下げ、その後に書名を加えた。但し前後の関係で明らかな場合はその書名を省いてある。

一、引用文の文字づかいは原文通りにした。但し変体がな及び片かなは、適宜これを平がなに改め、句読点は読みやすくするため適当につけてある。

一、本書は都合により上下二冊にわけたが、いずれも武部良明が担当した。

目次 (上)

第一章 序 説	一
第二章 明治以前	五
第一節 速記欲と速記活動	五
第二節 古代方式の種々相	七
第三章 明治前期	一一
第一節 近代速記の輸入	一一
第二節 速記技術の需要	一三
第三節 方式翻案の態度	一六
第四節 翻案方式の成長	一九
第四章 明治中期	二三
第一節 速記術の成功	二三
第二節 速記態度と表音文字	二六
第三節 速記利用の狀態	二九
第四節 當時の速記教育	三二

第五節	画線配当の論争	三五
第六節	帝國議會への進出	三七
第七節	田鎖式の成長	四〇
第八節	速記文化の確立	四三
第九節	速記録と速記手段	四六
第五章	明治後期	五一
第一節	按手制度の実現	五一
第二節	方式研究の機運	五三
第三節	方式構成の新方針	五六
第四節	電話速記の発達	五九
第五節	速字單画化の研究	六一
第六節	田鎖系の折衷派	六四
第七節	日本速記会の活動	六七
第八節	複画派の改良研究	七〇
第九節	支那語速記の研究	七三

第一章 序 説

速記史とは一種の歴史であり、速記活動の成長変遷を時の流れに沿つて研究するものである。速記にはその手段となる速記方式、それを用いての速記技術、それらの成果たる速記文化などが考えられる。速記史を狭義にとればこのうちの速記文化史のみがこれにあたるかもしれない。しかし、速記文化そのものは、速記方式の発達、速記技術の発達などと密接に結びついているため、普通は、速記方式史、速記技術史などと合せ考えることになつてゐる。言いかえれば、速記史という立場では狭義の速記史の他に速記研究史をも含めて扱うのが通例のようである。従つて、国語速記史とは、国語を速記する目的をもつて組み立てられた速記方式、国語を書きとめる技術としての速記技術、それを教え速記者をつくる速記教育、及び国語速記に関係して生れた一切の速記文化等を歴史的に考察するものである。

海外で編まれた速記史としては、部分的な特別史を除いても、次のようなものを挙げることができる。

Philip Gibbs : An Historical Account of Compendious and Swift Writing, 1736.

J. H. Lewis : An Historical Account of the Rise and Progress of Shorthand, 1816.

Isaac Pitman : History of Shorthand, 1847.

Scott de Martinville : Histoire de la Sténographie, 1849.

Fr. J. Anders : Entwurf einer allgemeinen Geschichte und Literatur der Stenographie, 1855.

- Mathias Levy : The History of Shorthand-Writing, 1862.
 T. W. Zeibig : Geschichte und Literatur der Geschwindsschreibkunst, 1863.
 L. P. Guénin : Recherches sur l'histoire etc. de la Sténographie, 1880.
 Thomas Anderson : History of Shorthand, 1882.
 A. Signoret : Abrégé de l'histoire de la Sténographie, 1885.
 Karl Faulmanns : Historische Grammatik der Stenographie, 1887.
 Hans Moser : Allgemeine Geschichte der Stenographie, 1889.
 Max Fischer : Geschichte und Literatur der Stenographie, 1895.
 L. P. et E. Guénin : Histoire de la Sténographie dans l'antiquité et au moyen-âge, 1908.
 Albert Navarre : Histoire générale de la Sténographie, 1909.
 Cristian Johnen : Geschichte der Stenographie, 1911.
 Cristian Johnen : Kurzgefasste Geschichte der Stenographie, 1917.
 Arthur Mentz : Geschichte der Stenographie, 1920.
 Isaac Pitman : History of Shorthand, 1922.
 Fritz David : Ausführliche Zeitafeln zur Geschichte der Stenographie, 1922.
 Cristian Johnen : Allgemeine Geschichte der Kurseschrift, 1924.

Olof W. Melin : Stenografiens Historia, 1927.

しかし、わが国では、これらに比肩し得るものとして、わずかに次の三著があるにすぎない。

浅川 隼 日本速記五十年史 昭和九年

武部 良明 日本速記方式発達史 昭和十七年

三角 治助 速記史年表 昭和二十一年

英語速記における画時代的な功労者アイザック・ビットマンに対しては Alfred Baker "The Life of Sir Isaac Pitman" という三百九十二ページの書が出ている。しかし、わが国で国語速記における同じような功労者田鎖綱紀に対しては、わずかに、有山憐「日本速記術創始者田鎖綱紀翁」という七十八ページの書が出ただけである。

これは、わが国の速記研究者が方式の研究に急なるあまり、速記史にまで手が延びなかつたためもある。速記実務者が実務を退いて後、速記史研究などに没頭しなかつたためもある。速記関係者にして海外の速記事情あるいは速記研究事情に関心を持つものが少かつたためもあるかもしれない。いずれにしても、わが国速記界としては非常に残念なことである。何となれば、速記史を研究する目的は、先輩の業績を理解し、速記そのものの本質を明らかにし、これによつて将来への指針を與えるに存するからである。これは速記を学ぶものの当然求めなければならない知識であり、速記関係者の教養ともなるものだからである。わが国の速記史研究が未熟であることは、速記史の時代区分に関し定説のないことから窺える。そこ

で本書は、明治元年を境に明治以前とそれ以後とに二分し、さらに明治を約十五年ずつ前期、中期、後期にわけ、そのあとに大正時代及び昭和前期を区切るという、きわめておおざっぱな時代区分により各一章とした。これは各時代にそれ／＼の特徴があることを予定したからではなく、記述に際しての全くの便宜主義にすぎない。何が画時代的であるかは、なお今後の研究にまづべきものである。

第二章 明治以前

第一節 速記欲と速記活動

速記活動の原流を文字のない時代にまで遡らせればいわゆる伝承者の仕事がこれになり、その起源は国語とともにきわめて古い。速記を話線の文字化と考えればいわゆる記録者の仕事がこれになり、それは文字の使用後において当然行われたことである。仏教の流布とともに漢訳經典の講釈が盛大となつた。この場合、講師の講義を聞きながら經典にその訓み方を記入して行くこともあつた。これも、講師の講義を筆記して行く限りにおいて、りっぱな速記活動だつたのである。

いわゆる「物語」に関し、紫式部は次のように説明した。

よきもあしきも、世に経る人の有様の、見るにも飽かず、聞くにもあまることを、後の世にも言ひ伝へさせまほしき節々を心に籠め難くて言ひ置きはじめたるなり。（源氏物語）

「言ひ置く」とは、その場に居合せたものに話すという形で文字にしたもの、すなわちその場に居合せたものに対して話すのを速記したと同じ関係で考えられる。しかもその物語の中に会話が出て来て、ただその意味を要約するのではなく、あたかもその人の実際にしゃべつたような形で表現した場合がある。それはその人たちの会話を速記したと同じ関係で取扱うことができる。たとえば、源氏物語そのものは一つの物語であるが、その一部「帚木の巻」の「雨夜の品定め」をとると、源氏、頭中将、左馬頭、藤式部丞の

四人による座談会を見ることが出来る。あるいは、「堤中納言物語」の中の「このついで」をとると、宰相中将、中納言君、少将君の三人が順次話をする講演会を見ることが出来る。つまり、物語はそれ自体速記録の性質を帯びると同時に、その中にさらに速記録的色彩を加味したものである。

物語を速記録と考えることに異論をさしはさむものもある。それは確かに現在見るような速記録とは異なるかもしれない。しかし物語の中にはわざ／＼速記録であるということとその序文に断つたものも見出せる。たとえば、宇治拾遺物語には「宇治大納言隆国」が「平等院一切経蔵の南の山際に南泉房と云ふ所」に籠つていて、次のような態度でつくり上げたと言われている。

往來の者、高き卑しきを云はず呼び集め、昔物語をせさせて、我は内にそひ臥して、語るに従ひて、大きな雙紙に書かれけり。

あるいは、人の發言を主として進めたものもある。たとえば大鏡は、「後一條天皇の万壽二年」に「京都紫野雲林院」で「大宅世継」が「夏山繁樹」に話しかけたことから始まる。

年ごろ昔の人に對面して、いかで世の中の見聞く事どもをきこえあはせむ、この只今の入道殿下の御有様をも申しあはせばやと思ふに、あはれに嬉しくもあひ申したるかな。

本文は若侍もまじえての講演、對話、討論の形をもつて進めている。これらが一つの表現技巧であり事実ではないにしても、ここに物語作者の速記録欲を認め、その創作の速記的態度を認めることは可能だと言えそうである。

演劇という立場から見ると、脚本を書いてからその脚本に従つて上演する場合と、すでに上演されているものを土台に脚本をつくる場合とがある。後者は、架空の上演を頭に描きながらその脚本を書くよりも、一層速記的であり、狂言記などはこの形をとつたものである。講義という立場から見ると、講師がみずからその草案をつくる場合と、講師の話を筆記する場合とがある。「論語抄」「史記抄」「蒙求抄」などいわゆる抄物は後者にあたる。江戸時代には「洒落本」「滑稽本」など会話描写を中心とする文学作品や、「耳底記」「古今集打聞」など国学者の講義の打聞類がきわめて多い。これらもおそらく近代速記術によつてつくられたものではないだろう。しかし、作者に速記的意識があり、読者は速記録として受けとる、そういう表現形式の基礎に速記録の存在を窺うことができようである。近代速記術こそ知らなかつたが、速記に対する興味があり、速記活動の結果生れたような体裁を故意にとつたという点は、これらが速記史の一部としても扱い得る根拠となるのである。

第二節 古代方式の種々相

速字を想出の手段と考えるとき、それは人間がもつばら暗記力に頼つた古代においても見出せるはずである。速字を音声言語の表記手段と考えるとき、漢字をもつて日本語を書こうとした試みもこれに類似するものとなる。速字を普通文字に對立した存在と考えるとき、略体がなの發生はその一種と考えられそうである。

さらに進めることも可能になる。一方に真名が用いられるのに対し、草がなは特に個々の文字を構成する画線の量をできるだけ少くする方向に草化されたものである。

安ーあ 以ーい 字ーう 衣ーえ 於ーお

あるいは、漢文の訓読という特殊の目的のため、小記かつ速記という意図のもとに省画した場合には、自分の心覚えという立場から一層簡単にすることが可能である。かくして漢字の一部だけを用いて表わすような片かなが生じた。

阿ーア 加ーカ 散ーサ 多ータ 奈ーナ

草がなにも片かなにもそれ〴〵種々の異体があり、その元になる漢字にも種々の文字がある。

は……波 者 盤 八 頗 半 葉 破 婆 芳 羽

ハ……ハ 半 波 法 羽

これらの中には、一人の人で種々用いるものもあり、人により流派により異なるものもある。ここにわが国における古代速記方式の基礎文字が考えられるわけである。

片かなと同じ系統で用いられたものに、速記を意図したヲコト点がある。これによれば、種々の形の点や小線を漢字に対しそれ〴〵特定の関係位置に附することによつて、助詞、助動詞、送りがな等の簡単な表記が可能であつた。これには仏教系と漢学系があり、各系統にも種々の方式があり、西洋の速字と同じ

く秘密文字の用にも供されたようである。

右肩の小点……ヲ

右下の小点……ハ

左肩の小点……ニ

左下の小点……テ

また、文字の偏旁を省略することが行われた。

醒醐……酉酉

琵琶……比巴

地獄……土犬

仏教関係では、特に抄書に便ならしめるため、個々の語彙を表わすに必要な画線の量を他の語彙と混同されない程度に、できるだけ少くするくふうまで行われた。

西仏……個

菩薩……ササ

縁覚……ヨヨ

ここにわが国における古代速記方式の略字が形成されたわけである。

速字の発生を促した言語に対し、そこに発生した速記方式を固有方式という。固有方式はその言語に対して用いられた普通文字を基礎とする。それは発達するに従い一層その対象とする言語の実情に即応して行き、その言語の特質のあるものを反映する。わが国における固有方式も次の結果に到達した。

一、国語表記の単位として音節を選んだ。

二、その音節の体系を明らかにした。

三、本辞と助辞との識別を明らかにした。

四、語幹と語尾との識別を明らかにした。

考えようによつては、ギリシヤ、ローマの速記方式に比し何ら遜色ない速字がりつばに用いられていたの

てある。然るに、是れこの基礎において面筋が整理され、近代方式の萌芽が期待されねばならなかつた。ところがそれらは一応無視され、完成した近代方式が欧米より輸入され、その雛案が企図された。そうしてこの方が日本における近代速記史を形づくつたのである。

第三章 明治前期

第一節 近代速記の輸入

明治維新、開国進取のわが国は非常な熱意をもつて知識を世界に求めた。近代速記もこの波に乗つてわが国に紹介された。慶応四年、黒田行次郎校正「増補西洋事情」には次のように書かれている。

疾書術は近代の發明なり。都て筆を攪て事を記するに速かなる事電光の雲を射る如し。其法通用の二十六字に代ゆるに一種の符号を以す。これ唯々縦横斜直なる小直画と大小向背の半月形及び一個の小圈のみ。又、語の首尾を略省し、熟語復用などを一字にし、其他種々の繁を捨て簡に就くの法あり。凡そ議事院の會議、外国使節の応酬、大獄裁決等、皆其坐上にありてこれを書記し、又、大学士の都授、珍書徵文等の急写、又、海陸戦争中軍監の查照簿、伝信機の飛報の如き、皆此術を用ゆ。これを学ぶ如きも、亦、鋭志拔群にして記憶絶倫なるもの、習熟する事五年にして其大成に至ると云ふ。これがやがて文明開化の一端を担い、進取の人々の好奇心を刺戟したわけである。

当時、速記の効用を認め、洋書を手に入れ、あるいはその雛案に努めた人々に関しては、次のような記録がある。

田鎖綱紀……明治五年、米人ロバートより速字の効用を教えられ、後にグラハム式に基き国語速記方式を案出するに至つた。（「日本傍聴記録法」）

松島 剛……明治八年、西洋の雑誌によつて速記の存在を知り、洋書を求めて翻案し、練習した。
〔速記時報〕第十一号)

島山義成……明治九年、欧米の速記書を集め翻案したが、出版には至らなかった。〔速記の燈台〕第二号)

栗本貞次郎……明治十年、講義、演説、討論などの筆記に速記が役立つことを話した。〔速記雑誌〕第四号)

島田三郎……明治十年、速記は便利であるが、日本語にはうまく行かないと考えた。(同右)

寺島宗則……明治十四年、「符牒のようなもので会議演説を筆記する法」を調査させた。〔日本速記会雑誌〕第六号)

金子堅太郎……明治十四年、ガーニー式、グラハム式を調査させたが、日本語には適しないと結論した。(同右)

林 茂淳……明治十四年、速記の洋書を借りて読んだが、うらやみだけであつた。(同右)

黒岩 大、日置 益……明治十五年、リンズレー式を翻案した。〔速記術大要〕

辻 新次……明治十五年、黒岩 大、日置 益両氏の翻訳に序を送つた。〔議事演説討論傍聴筆記新法〕

黒岩 大、日置 益……明治十六年、リンズレー式を翻案した国語速記方式解説書〔議事演説討論傍

聴筆記新法」を出版した。(同右)

これらの記録から見ると、近代速記を見聞に及んだ人々は、とにかく、方式翻案の有利を感じたわけである。

方式翻案の有利を感じた人の中には、島田説、金子説、林説などのように、方式翻案、国語速記の不可能を結論した一群もあつた。英語のための速記法はすでに英語を速記するために発達して来たものである。英語速記方式において「アイ・アム」はこう書くということがわかつて、日本語の「私」をどう書くかということは導き出せない。すなわち、英語の速記方式をそのまま用いては日本語の速記ができない、この点が写真機や楽器の輸入と異なつたのである。また、英語の速記にいかにも優れている速記者でも日本語の速記はできない、この点が汽車や汽船の場合と異なり、欧米の技師を招聘しても解決しない分野だつたのである。従つて、方式翻案、国語速記の不可能を結論したことは、考えようによつては、すぐぶる穩健な説であつた。それにもかかわらず、松島案、島山案が考案され、黒岩案、田鎖案が発表された。方式翻案の断行がいかにも冒險的であつても、それは一部進取の人々の熱情を引きつけることになつたのである。

第二節 速記技術の需要

江戸時代にも演説に類するものがあり、心学の講義、寺社の説教、講釈落語等を挙げることができる。

しかし、明治初年のスピーチは欧米の模倣に始まつた。

抑も演説の要務たるは未だ稱人の認る所とならざると雖も、此方法の欠たるより、公私百般の舌戦大に其功用を損し、古来明弁能講の士なきにあらざれ共、纔に其力を博撃闘争の際に用ひ、之を堂々正々の陣に用ゆるの由なければ、未だ一場の議論を以て能く千百人の迷霧を掃蕩し、一舌の力を以て國家の顛覆を一呼吸の間に挽回するが如き凱歌を奏したるの例を聞かず。これ世に能弁の士なきにあらず、能弁を吐露し稱人群集をして之を聴かしむるの方法なきが故なり、豈憾みざるべけんや。(小幡篤二郎「三田演説会舍開館を祝するの文」)

演説には学術的なものと政治的なものとができたが、国事政体を論じ「民心を煽動し国安を妨害する」ものも起り、明治十一年にはその取締令が出たほどである。

演説の流行とともに「公会演説法」「演説学」など演説のやり方に関するもの、「泰西雄弁大家集」「泰西名家演説集」など欧米の演説翻譯が出版された。それとともに、わが国で行われた演説に關し、その筆記を集めた單行本「明治大家演説集」「政談演説筆記」あるいは雑誌「明六雜誌」「三田演説筆記」「嚶鳴雜誌」などが刊行された。一方では明治八年元老院が置かれ、明治十一年府県会規則がつくられ、會議はその記録としての筆記を必要とした。もつとも、当時の筆記には、逐語的に見せたもの、それを要約したもの、意味を文語体に書き改めたものなどがあり、現在考えられているような速記録ではなかつたようである。また、演説そのものにも、文語体、講談体、直訳体など種々の文体があり、まだ演説体というもの

は確立されていなかったようである。

しかしながら、民間においてこういう筆記録が出され、會議において筆記掛がいたことは、すでに速記技術の進出すべき地盤が整つたことを意味する。しかも明治十四年十月には、来る二十三年を期して國民待望の議會を開設することが決定した。かくして初めて、明治十五年九月十六日、神田乃武校訂、黒岩大、日置益訳補「議事演説討論傍聽筆記新法」が版權の免許をとり、同年同月十九日、時事新報第百六十九号に株の家元園子なる匿名で田鎖綱紀が、論説「日本傍聽記錄法」を載せることができたと考えられる。明治初期の諸案が公表もされず、後継者も持たなかつたのに対し、黒岩案が出版され、田鎖案が講習会を開くに至つたのは、この社会的需要に合致したからだと考えられそうである。

泰西諸邦に於ては此疾書法大に行はれ、英人ビットマン氏の著書疾書原材の如きは二十八年間に無慮五十余万卷を発売せりと。是れ會議演説の盛んなるに従つて益々必要なればなり。(「議事演説討論傍聽筆記新法」緒言)

苟くも其会合は議會にして原案を討議し又は世務諮詢智識交換等の為めにする者なるときは、皆必らず其議事の記録を要する者にして、之を世に公にするか、或は之を公にせざるも永遠に保存するを欲せざるものはあらざる可し。(「日本傍聽記錄法」)

その速記法がいかに幼稚であり、その成功の見通しがいかにおぼつかなかつたにしろ、それは一部青年の支持を得るに足る技術と見られたわけである。

田鎖綱紀は、明治十五年十月二十八日、日本傍聴筆記法講習会の開講式を日本橋通二丁目小林茶亭で行った。講習は翌十一月の一日から六箇月、会場は神田錦町の東京法学校。この講習は明治十六年五月五日第一回の卒業生十七名を出すこととなり、卒業証書授與式は神田今川小路玉川茶亭で挙げられた。この卒業生の中から、わが国最初の近代速記者、若林珪蔵、林茂淳、酒井昇造、市東謙吉等が出るに至った。そのため、この講習の始まった十月二十八日をと、これを「日本速記術発表記念日」としてお祝いするわけである。黒岩案の方は、遅れて明治十五年十一月辻新次の序文をもらい、明治十六年七月丸善から四六判七十五ページ読法練習十六ページの形で出版されたが、不幸にしてこの方からは実務者が出なかつた。しかし、この書はわが国で出された最初の速記関係單行本として、また初期の方式翻案態度を窺い得る史料として、その史的価値を失わないものである。

第三節 方式翻案の態度

速記可能論者はどのようにして方式の翻案を遂げたか。その一例として、Lindsley "Elements of Tachygraphy" に対する「議事演説討論傍聴筆記新法」の翻案態度を検討すると、次のような対照が見られる。

- 一、原書において画線を扱った第一章及び第五章は直訳された。
- 二、原書において英語を扱った第二章及び画線と英語との関係を扱った第三章は意識的傾向をとつた。

すなわち、原書に用いられている画線を、その英語に対する関係と同じ状態において日本語に当てはめ、これらを原方式の英語におけると同じ法則によつて連続し、もつて日本語の表記に用いたのである。つまり、分析的に日本語を把握し、後に音韻として説明されるに至つた言語の形式的方面においてのみ、日本語と欧米語との類似点を見出したのである。

もつとも、詳細に検討すると、次のような例外がある。

- 一、〔ユ〕＝〔L〕とし〔Y〕としなかつた。
- 二、〔フ〕＝〔F〕とし〔H〕としなかつた。
- 三、〔チ〕＝〔TH〕とし〔CH〕としなかつた。
- 四、〔ヂ〕＝〔DH〕とし〔J〕としなかつた。
- 五、〔ワ〕＝〔TH〕とし〔W〕としなかつた。

しかし、リンズレー式において〔Y〕〔H〕〔CH〕〔J〕〔W〕は複画線であり、〔L〕〔F〕〔TH〕〔DH〕などは日本語の表記に不要な線であつた。速字をもつてローマ字のように日本語を表記することは可能であるが、速記のためには字形に必要以上の複雑性を求めるには及ばない。従つて黒岩案が不必要に複雑な線を避け、それと関係ある線をもつて代用しようとした態度は納得できそうである。考えようによつては、この点が素朴な翻案態度より一歩進んだものとも言えるわけである。

言語のいかなる要素に対して画線のいかなる要素をもつて応ずるかに関し、リンズレー式は次のような

な部分を形づくる。これに對して母音は同じ語根が引受ける意味のいろ／＼な相違を示す。かくのごとく、母音と父音との相違はきわめて顯著であるからして、書き方においても正確な方式によつてはつきりと區別されなければならない。この場合もしある父音は——のような線画によつて表わし、ある父音は。のような点画によつて表わすというようにこれらの記号を混用すれば、非常に拙いやり方になる。しかも幸いなことに、両者の数がほぼ相応じているから、線画を父音を表わすに用い、また点画を母音を表わすに用いた、というのである。しかしながら、黒岩はこの部分の翻譯にあたつて、ただその最後の文句に應じただけである。

翻譯の問題は、詳論に進むに従つて、ますます／＼困難な状態に陥つてゐる。たとえば、母音について見ると、リンズレー式では十八個の母音的要素を長短、唇奥、單複の區別により、線の方でも濃淡、直曲、單複と照應させてゐる。これに對し、その中で日本語に存在すると考えた母音に近い形のみを抜き出す黒岩案では、「ア」「イ」「ウ」「エ」「オ」に使用される五個の画線の採用されるに至つた理由を失つてしまふ。この際黒岩はおの／＼に當てられた画線の形を、その母音を發音するときの動作に結びつけ、これを發音状態の模写と解することにより、もつて原書におけるこの部分の説明にかえた。黒岩のこのような態度は父音の説明においても見られるのである。

黒岩が發音と画線との間に模写性を認めたこの解釈は、現在の考え方から見れば間違つてゐる。しかし、

西洋のものを正しなもの、真理をつかんだもの、絶対的なもの、永久不変のものと、万事につけて考えられた時代である。黒岩は原書を見てもまずその音価と画線との絶対性を認め、それを過信した。黒岩は原書における画線とその音価との關係をとにかく尊重した。それだからこそ、原案の有する画線につき、その音価に必要な以上の変化を加えることなく日本語の表記に利用しようとしたわけである。こういう行き方は、ローマ字による日本語の表記という問題と合せ考えても、きわめて穩当であり、そこには一種の必然性を認めることができる。ゆえに、これはただ黒岩案だけの翻譯態度ではなく、すでにその史料の失われゐる明治初期において速記可能論者のとつた一般的翻譯態度であつたと、一応は推定できるわけである。

第四節 翻譯方式の成長

田鎖式として残された最古の形は、「経国美談後篇」卷末所載の速字文である。これをその土台となつたグラハム式に比較すると、両者の間には次のような關係が見出される。

一、同じもの [T] = [タ] [D] = [ダ] [CH] = [チャ]

[K] = [カ] [G] = [ガ] [F] = [ハ]

[V] = [バ] [S] = [サ] [Z] = [ザ]

[R] = [ラ] [M] = [マ] [N] = [ナ]

二、異なるもの [シャ] [ジャ] [ヤ] [ヅ]

【ア】【イ】【ウ】【エ】【オ】

三、新しい関係 【TH】=【ヒヤ】 【DH】=【ビヤ】 【QU】=【キヤ】 【SH】=【クウ】 【ZH】=【グワ】

四、不明のもの 【P】=【バ】 【J】=【ヂヤ】

五、不要のもの 【H】=【ハ】 【B】=【バ】

これらのうち、二及び三のいかにして生じたかは、原始田鎖案の翻案過程あるいは田鎖案より田鎖式への成長過程を示すものである。

田鎖の論説「日本傍聴記録法」によると、田鎖自身がグラハム式を見聞してより田鎖案完成までの過程を次のように図示することができる。

グラハム式—腹案—Wa案—Wb案—Wc案—焼失

Ca案—Cb案—田鎖式

W案は、音を表わす基礎文字の他に龐大な量の語を表わす略字を持つに至つたものであり、その略字の有無により、Wa案とその他とがわかれ、その略字の画線の構成の恣意的なると辞書的なるとによりWb案及びWc案ができた。ところがこのWc案は焼失し、Wa案から再出発してCa案が組み立てられ、これを表音的に増補しCb案となつたようである。

速字の基礎として表音的要素を求める場合、文字としてアルファベットに相当するものをかな文字と考へた。リンズレー式は文字としての二十六文字から表音的要素として必要な三十六要素を導き出している

が、黒岩案では五十音図に濁音とシャ・チャ両行の拗音とを各五列に配し、それにンを加えて九十六個にまとめられている。後に、キヤ・ギヤ・ニヤ・ビヤ・ミヤ・リヤの諸行に気づき、これをアウオ三列に配して計二十一音を増補した。従つて、拗音において一部は五列、一部は三列という不均衡をつくつたが、このやり方は、外国方式をもつて国語に適用させようとした場合、ずつと後の人々もすべてが行つたものである。また、速記界の主流とはほとんど交渉なしに出現した諸方式について見ると、拗短音がすべてかな文字における複合をそのまま踏襲していることに気づく。すなわち、拗短音の取扱ひ方が方式成長の過程を示すこととはにかく認め得ることになる。さらに、田鎖式において【SH】(單画)【クワ】【シヤ】(複画)とされ、原式が【QU】に対して他との画線の統一を求めている点から考えれば、【SH】【ク長】が【SH】【シヤ】と定められる以前に規定されたことも考えられる。すなわち、田鎖案においても拗短音を表わすための速字が幾度か増補されて行つたわけである。

黒岩案では、父音及び母音の両者が合して子音となることが説明され、音節単位よりもむしろ單音單位の複合によつて音節を示した。この考え方は、黒岩案の長音表示法及び促音表示法にも見られるが、翻案方式の原始形としては、田鎖Wa案も同様の構成と考えられそうである。ところが「経国美談後篇」の速字文はこれと異なつてゐる。第一に、基礎文字について見ると、父音+母音=子音の形は保存されているが、この場合の母音符号はすでにそのままでは母音文字の役を果さなくなつてゐる。第二に、長音の表示法について見ると、ウエオ三列はそれらの短音文字につゞいてゐる母音符号を長大化することによつて示さ

れ、イ列だけは中央に縦の短線を加えた形で作されている。第三に、促音の表方法に二つある。音字の中部に後字を交叉させた形と、前字の中部に加点した形とが見出される。第一回講習会当初にはなおビットマンの加点母音が用いられていたが、これが連続母音に移り、音節文字を構成して行つた。それとともに長音の表示法は加線より長大化に移り、促音の表示法は加点より交叉へと移つた。これらは、撥線による「ン」及び波線による疊音の表示法の発生とともに、また拗短音の増補とともに、田鎖案成長の過程と見られるものである。

第四章 明治中期

第一節 速記術の成功

田鎖は方式創案の苦心談として、かつて次のように述べたことがある。

明治四、五年の頃より、米国の学士ロバートといふ人に就て「アメリカン・スタンダード・フォノグラフィ」米国の傍聴筆記法を学びたれども……何か善い法があるまいかと、ボアン氏のステノグラフィ、バイロム氏のラインライティング、ヨージング氏のレデーブルショートヘンド、リンスレー氏のタチグラフィ、ストルジ氏のステノグラフィ（独逸筆記法）エテノグラフィ（仏国筆記法）等を見て、皆大同小異のみにて、一も日本語を筆記するに便益なるものはありません。（「日本傍聴筆記法」）

それで「大に苦心して十有余年の後漸く一の方法を制定」したという。しかし、もしも田鎖がこれほど多くの方式を比較研究する機会にめぐまれたならば、日本語の速記方式の成長にはいろいろと役立つたに違いない。事實はこれに反した。田鎖の前記の苦心談は、あとでつくり上げた自慢話にとどまり、国語速記の研究は、グラハム式に基く不完全な田鎖案から出発したのである。

明治十六年五月五日、確かに第一回講習会は終了した。しかし、それはただ速字を教わつただけであつた。

を読んだのを書取つて反文したので、併し其成績と云ふものは今日の速記学生の二月目か三月目にも劣る位のものであつた。(林茂淳の懷古談「日本速記五十年史」による)

源先生とは、当時「源」の姓を名のつていた田鎖のことである。卒業生はとにかく練習不足であり、速度を持たない。幸いにも当時の演説は割合にゆつくりであつたが、それでも速記はできなかった。もちろん速記方式も未完成であつた。それでも卒業生の中にはこれに魅力を感じたものがあり、符号さえくふうし練習さえすれば速記できるはずだと考えた。

現に人の言葉を書き取ることの西洋に行はるる上は、其の方法を採択折衷して我が国に行ふこと決して難き業にはあらざるべし。(林茂淳「速記術大要」)

明治十六年八月、卒業生の有志は若林珪蔵を中心に集まり、筆記法研究会を興したわけである。

これよりさき、明治十六年七月、報知新聞の阪元盛徳が若林を訪れ、自由新聞の議政会に関する記事を取消するために談判に行くからその記録を書いてももらいたいと頼んだ。若林の反訳したものは七月十二日より五日間にわたつて報知新聞に連載され、「符調を用ひ速に洩なく筆記する」方法のあることを世人に知らしめた。これが近代速記の実用に供された最初とされている。遅れて同年十一月、報知新聞の記者矢野文雄は、「経国美談後篇」の著述にあたり、その口述筆記を若林に担当させた。この書は翌十七年二月十八日報知新聞社より出版されたが、その巻末に矢野の「速記法のことを記す」なる一文が速字文の例示とともに四ページにわたつて載せられた。世に「速記」という名称を矢野文雄が名づけたとするのはこの記事によるものであるが、そこには次のような宣伝まで書かれていた。

氏は当時下谷御徒士町壱丁目六拾三番地に在て、同志者と與に速記法研究会を設け、専ら此業の進歩を謀れり。同氏の言に依れば、会席に於て同業者二名若くは三名を備ふれば、今日にても言語を其儘直写するに漏脱の患なかるべしと云ふ。

若林の筆記法研究会は十七年一月速記法研究会と改められたが、後進の養成にあるいは実務の引受に、すでに活動していたのである。

明治十七年一月二十七日、林茂淳は、工部大学校において行われた「かなの会員総よりあひ」において、外山正一の「漢字廃すべき論」を練習のため速記し、その反訳は氏の友人を介し「埼玉教育雜誌」第六号に載せられた。これが後に外山が翻譯口述の速記を林に依頼し、あるいは林の著書「速記術大要」に外山が序を書くきつかけとなつたようである。同じ十七年の三月、若林珪蔵、酒井昇造の二人は、矢野文雄の紹介で埼玉県会の筆記を担当した。七月、兩人は稗史出版会社から依頼を受け、三遊亭四朝の人情話「牡丹燈籠」を速記し、これが同社より出版された。これには若林の序があり「速記法の便益にして必要なることを世に示す捷徑」となつた。日本語の速記術はどうやら成功し、次第に世人の注目するところとなり、その利用分野も次々と開拓されたようである。

第二節 速記態度と表音文字

田鎖案の第一回講習会終了時の速字に關し、林茂淳は次のように述べている。

單記号と複記号との数合せて一百八十五、之を音種に分てば、清音五十、濁音二十、拗音七十、鼻音五、半濁音五、濁拗音二十五、鼻拗音五、半濁拗音五とす。〔速記術大要〕

田鎖案にも、黒岩案に比しクワ行だけが多く、二十九行の時期があつたには違いないが、これはその後次の八行が増補され、合計三十七行に進んだ形である。

スワ ツア ファ フェヤ ルワ ルエヤ ンガ ンギヤ

それは「俗語漢語又は西洋語の別もなく、一言半句をも誤らず、其の国訛り言葉癖までも耳に聽ゆるまゝに」書かんがためであり、これが当時の速記態度であつた。

従つて、表音速字増加の傾向は、第一回講習会終了後にも見出される。田鎖の十八年版「日本傍聽筆記法」について見ると、これには四十一行あり、二十九行時代に比し次の十二行が増加している。

スワ ツワ ファ ファ イヤ ルラ ルリヤ キヤ ウア ンガ ンギヤ

これは、かな文字による表記こそ異なるが、前記三十七行よりさらに四行増した形である。田鎖以外について見ると、清沢案では十七年版二十六行、十八年版二十九行、その後の講義録で三十行と増加している。

一種類しか出さなかつた著者のものでも、十八、九年の間に三十行案、三十七行案、三十八行案などが見

出され、最高は明治十九年の金山案で、次の四十四行となつてゐる。

正音記号 ア カ サ タ ナ ハ マ ヤ ラ ワ (計十行)

変音記号第一 ガ ク ワ グ ワ ン ガ キ ア ギ ア ザ シ ヤ ス ア ズ ア ダ チ ヤ ザ ヤ

ツ ア ヅ ア ネ ア ニ ア バ バ ビ ヤ ビ ヤ プ ア ヘ ヤ ミ ヤ メ ヤ
リ ヤ レ ヤ キ ヤ ス ワ ツ ワ (計三十二行)

変音記号第二 ンギヤ ルリヤ

しかも、速記方式の写音的整備は別の面にも現われた。その第一は田鎖が「節譜」と名づけた符号の出現で、これは、今の音声学上の術語に従えば、アクセント、イントネーション、プロミネンスの三種を表わすためのものである。第二は「感詞の標」と名づけた符号の出現で、これは歡喜、鎮止、發笑など十六種の「覺えず發する声」を表わそうとしたものである。丸山平次郎がその著に「ことばの写真法」と名づけたのは、その総論にも明らかなごとく、これらによる十分な録音効果を理想としたからにはほかならない。

しかしながら、このような精細な録音が当時の理想的速記態度ではあつても、それがどの程度まで実行されたかには疑問がある。何となれば、その後に出された実務者の著作には表音速字減少の傾向が見られるからである。たとえば、林茂淳の「早書き取りの仕方」について見ると、この書が初めて出された明治十八年の版は第一回講習会終了時の形で三十七行となつていたが、二十二年の増補訂正版では次の二十七行に減つてゐる。

清音記号 ア カ サ タ ナ ハ マ ヤ ラ ワ 濁音記号 ガ ザ ダ バ
拗音記号 キヤ シヤ チヤ ニヤ ヒヤ ミヤ リヤ 濁拗音記号 ギヤ ジヤ デヤ ビヤ
半濁音記号 バ 半濁拗音記号 ビヤ

若林珪蔵は明治十九年すでにこれよりツア行だけ多い二十八行案を出しており、続いて亀井晴吉、丸山平次郎、丹羽瀧男などはクワ・グワの二行だけ多い二十九行案を出していた。遅れて森本大八郎の二十六年版になると、林案よりさらにビヤ行が減り二十六行案となつてゐる。しかも拗短音について見ると、いずれもヤユヨ三列を主とし、イエ二列を省くようになつてゐる。従つて、実際には相当数の表音速字が整理されたわけである。

一方には確かに「なまり」の発言もあつたし、外来語の発音もあつた。しかもこれを表わすに必要だとして増補された速字は再び整理されて行つた。この間の事情を説明したと考えられるのは、当時出された臼井喜代松の「方言に就て」その他の論文である。

今の速記の有様でございますと、書いたものを漢字交り文にしますから、速記者の折角の骨折が見えない所が往々ある。

速字として音声に忠実ならんとし、速記者はそれを聞きわけるとために外国語研究、方言研究を怠らなかつた。しかしかに音声に忠実であつても、それはむだだということがわかつた。やがて書きわけの必要のない音声の存することを知り、録音的速記態度を修正し、手段としての表音速字を整理して行つたわけである。もつとも、こう言つたのだからこう書いたのだとして録音的速記録をつくり、この間に世人が速記の効用を認め始めたことは事実である。

第三節 速記利用の狀態

今まで近代速記術というものが存在しなかつた時代にこれをつくり上げた人の功績は大である。しかし、世人が近代速記術の利用法を知らなかつた時代に、その効用を宣伝し、その利用分野を広め、速記者という職業を独立させた人々の努力も見のがしてはならない。幸い明治十七年までに一応のきつけができ、各分野はその後積極的に開拓されて行つた。

地方議會についてこれを見ると、十八年群馬県会、十九年茨城県会、二十年長野県会、二十二年神奈川県会に採用され、二十二年六月には吉木竹次郎が速記者として東京市会に入つた。元老院書記佐としての林茂淳は、「はやがきとりのしるべ」を著わすにまず速字で草稿を書いたほどであるから、自分の仕事にも速記を用いてゐたに違ひないが、十九年八月には元老院會議に速記が採用され、新たに伊藤新太郎が加わつた。その他種々の會議において速記がつけられるようになり、明治二十三年第一回帝國議會への実地経験が積まれて行つた。

講談速記についてこれを見ると、明治十八年には「塩原多助一代記」「英國孝子伝」「業平文治漂流奇譚」等があり、十九年には「安中草三伝後開襟名の梅が香」「鏡ヶ池操松影」等が出た。明治十九年十月やま

と著聞が一たび身ノ大抵」を述べて、其の旨を、王の心ヲ多ク言明せしむるヲ以テ其の旨を言明せしむるである。当時の速記者の中にはみずから出版社を兼ねるものまで出て、講談速記はますます盛んとなった。

速記者はまた速記したものを載せる雑誌を編集出版した。十九年七月から出た林茂淳の「講談演説集」、二十年十二月から出た若林珪蔵の「政談之真影」その他がこれである。

是れ大家の講談演説の一分をして世間に伝播せしむると共に、世人をして速記術の妙用を普知せしめむとの微志に出るものなり。諸君若し此の書を利用するときは以て直接に講談演説を学ぶの軌範と為すを得べく、以て間接に言語を改良し言文を一致せしむるの媒助と為すを得べきなり。（「講談演説集」緒言）

新聞雑誌はこれにつき「其行文随聽隨筆、真に真写の名に背かず、恰も諸大家の聲に接するの思あらしむ」とか「其記事精密にして当日演説の有の儘写したるは速記法だけありて面白し」などと評した。これらはいずれも言文一致、演説体の確立等に寄與し、あわせて速記そのものの宣伝にも役立ったものである。

実務引受に関しては、前記「速記法研究会」の他に、市東謙吉の「速記用達社」、佃興次郎の「佃速記事務所」、林茂淳の「速記社」などがつくられ、大阪には「日本傍聽筆記学会大阪支部」があつた。また、明治二十二年十月二十八日には、林茂淳、吉木竹次郎が発起者となり、「日本速記術発表第七周年会」が麹町番町小学校で開かれた。この席上で市東謙吉の發議により、速記者団体結成のことが議題となり、多

くの賛同を得た。よつて、林、市東、佃、若林、寒沢の五名が準備委員となり、同年十一月に「速記者談話会」がつくられた。

本会は流派の如何を問はず速記術の進歩を図り併せて会員の交誼を厚うするを以て目的とす。〔会則〕
第二條

初代事務員には林茂淳、若林珪蔵、市東謙吉の三名が選ばれ、ここに速記者相互の連絡がついたのである。この会では、日本速記術歴史編纂、速記術術語調査なども計画されている。

これよりさき、明治二十年（一八八七年）九月二十一日より十月一日まで、第一回国際速記会議がロンドンで開かれ、日本よりは在英中の東京日日新聞記者関直彦が公使館の勧めによつて出席した。関は英語で三百語ほどの簡単な演説をし、大いに歓迎された。関の手記は明治二十年十一月十一日及び十二日の東日に掲載され、日本速記界の誇りとなつた。そのため関は帰朝後明治二十二年一月二十日向島八百松楼で行われた速記法研究会新年宴會に招待されたのである。若林は開會にあたり次のようにつけ加えた。

速記者の宴會のことなれば、珍膳佳肴を呈する代りに、手前味噌にて速記法の即席料理を調製し進ぜむ。

関は当時の経緯を十九分間にわたつて話したが、他に同じく招待された矢野文雄も十四分間話した。これらはいずれも速記され、ただちに反訳、解散までには原稿の謄写を仕上げて渡すことができた。これは一例にすぎないが、このほかにもしばしば無料の速記が行われ、著名の士に速記を理解させるよういろ／＼

第四節 当時の速記教育

田鎖の第一回講習会は、速記技術全般にわたる教育ではなく、速字を教える講習会であつた。しかも、後に若林が書いているように、速字そのものも安定しない状態であつた。従つて、教えるべき速字について教程があつたわけでもなく、必要に応じ黒板と「紫刷に刷つたもの」とが利用されていた。

其仮名文字を普通文字に直したり、普通文字を筆記文字に改めたり、或は徐々と読むのを書くくらゐで、速力を早めることは出来なかつた。〔若翁自伝〕

もしも林、若林などの努力家がいなかつたならば、速記は実用化されなかつたに違いない。

後に若林が教えるようになると、教科書としては「速記法要訣」ができ、その教え方もやや進んだようである。

最初符号の割出し方を一日に五字づつ母韻のアイウエオから父韻、半母韻と順に教へられたのであつて、之を暗記せしめて、半月も學ぶと云ふと、そろ／＼單語或は連語などを書取らせて、翌日之を反文して參つてからそれを直して戴く。〔荒浪市平「予が二十年間の速記生活」〕

用紙は縦横に野のある西洋紙ノートあるいは駿河半紙、鉛筆はエス印あるいはエスエム印であつた。鉛筆の持ち方には、現在の普通の持ち方の他に、人さし指と中指との間に挟む持ち方も行われたようである。

田鎖は引続き第二回講習会を開き、これは十六年十二月に終了して、丸山平次郎、新井田次郎、吉木竹次郎等を出した。第三回は十七年六月に終了し、森本大八郎その他を出した。田鎖は地方においても講習会を開き、明治二十八年三月に至るまでの間「全科の伝習を卒りたる諸氏」三百十五名の氏名は、「新式速記術」増訂版巻末に載せられている。田鎖の門下の中にも、前記若林の速記法研究会を初め、丸山平次郎の日本傍聴筆記学会大阪支部、森本大八郎の静岡速記伝習会、佃興次郎の速記法女子研究会などが後進の育成につとめた。その他、林茂淳の官報局における養成、市東謙吉の警察関係における養成を初め、東京商業学校、高等商業学校、明治女学校等でも速記が教えられたようである。

田鎖式を解説した最初の單行本としては、十八年、田鎖が口述し、丸山平次郎の筆記した「日本傍聴筆記法」が最初である。この書はその後改修され、丸山平次郎著「ことばの写真法」となつたが、この方は当時速記関係書として最大の売行きを示したものである。田鎖門下の書としては、十八年に森本大八郎、岸上操共著「筆記学協会傍聴筆記法」、林茂淳「早書き取りの仕方」があり、十九年には若林珪蔵の「速記法要訣」その他、二十年には丸山平次郎の「実験改良速記術独学」その他が出ている。また講義録としては、十八年清沢準次の「傍聴筆記法自習録」が先鞭をつけている。

速記に関する啓蒙書としては、林茂淳が明治十七年「かなのしるべ」まきの三及びまきの五に発表した「はやがきとりのしるべ」がある。これは後に訂正増補され、明治十八年四月「速記術大要」として出されたが、十九年七月さらに増訂された。

多きのみならず、其の如何なるものなるやといふことも知らざる者多く、或ひは簿記学のことなりと錯認する者あり、或ひは普通の文字を簡略に記す法なりと誤解する者あり。（同書緒言）

これに對しこの書は、速記術の定義、簡単な歴史、田鎖式と黒岩案の紹介、速記術の効用、勉強法、海外事情の紹介、わが国における利用の面、速記術に對する非難とそれに対する鄙見、将来への希望、などにわたり、わかりやすく解説したものである。

速記に關する雑誌としては、明治二十一年三月に創刊された林茂淳の「速記彙報」を最初とする。

編目を「論說」と「雜記」との二部に大別し、「論說」の部には、速記術の擴張法、改良法、教授法、試験法、修業法、速記者相互間の意見、速記者より速記者に非ざる者に告ぐべきこと、速記者に非ざる者より速記者に對する意見等を掲載し、「雜記」の部には、法令、内国各地の景況、海外諸国の景況、沿革、伝記、刊行物、批評、統計、問答、文章、詩、歌、雜話、其の他考証となるべき事項を掲載することと為すべし。（発刊の主旨）

この雑誌は二十九年七月第六十二号まで続いている。遅れて若林玳蔵の「速記雜誌」が明治二十二年十一月に創刊され、二十五年七月第二十九号まで続いたが、その他にも若干雑誌は発行された。もつともいずれも売行きはあまりかんばしくなく、二大誌といえども會員の他は贈呈が主であつた。しかし、こういう雑誌が速記の利用を啓蒙し、速記を志すものを集めるのに役立つたことは言うまでもない。

第五節 画線配当の論争

田鎖の教えた方式、田鎖の講習会を受けた人々が用いたり教えたりした方式、及びそれらの人々の著書によつて独習したものが用いたり教えたりした方式、それらを一括して田鎖系諸案と呼ぶことにする。田鎖系諸案と別系統の方式としてさきに黒岩案の出現を見たが、田鎖系と競争するには至らなかつた。これに對し、明治二十年より二十二年の間における林甕臣の出現は、田鎖系諸案に對抗した点において、また田鎖系諸案とはげしい論争を展開した点において、特筆すべきものである。

林は明治二十年東京神田に速記大日本字会を興し、同年九月「一新發明速記大日本字」を著わした。

抑々其の之を發明せし原由たるや、七八年来五十音の發音法を正し定めんとするに従事し、嘗て口の開合、舌唇の作用を研究するに胚胎せしものにて、偶然一朝の造為に出でしものに非ず。

すなわち、視話文字的色彩を帯びた「至便至利の速記字」だという。その構成は、父音符号及び母音符号を發音状態の模写としての線によつて表わし、これを「反切法」によつて複合させたものである。これを「真書林」と称したが、この真書林を簡略にしたのが「加點略字林」であり、さらに速記の用に供するためその母音符号を點画化したのが「略點走筆林」である。林はこれの詳細な解説書として「速記大日本字學生教場筆記法」及び「速記大日本字傍聽筆記法」の二著を出す予定でいたが、特に速記の目的を果すため改訂し、言文一致速記学会と改称し、明治二十二年次の三著を著わした。

日本新字速記法 一名日本語法文字 明治二十二年八月

日本新字速記学秘訣 一名日本語法文字 明治二十二年十月

速記学諸流比較一覽 一名記号便否一目判決 明治二十二年十一月

これが田鎖系諸案との論争になつたわけである。

論争の主な点は、第一に速記方式の系統に関する問題である。林麗臣は自己の方式を日本新字法と称し、田鎖系諸案を洋式普通法と称した。この名づけ方においても明らかごとく、林式は日本語の発音を基礎としているから日本語に最も適した速記であるが、田鎖系諸案は西洋の模倣であるから日本語に適しないとする。第二に、林式は母音こそ「諸子音を生み出す」土台であるからこれを線画とし、父音は点画としたが、田鎖系諸案がこれと反対の形で画線を配当しているのは「理論に背き学理的に称はざる」点だという。これを要するに、いかなる音にいかなる画線を当てるべきかの根本問題について論争したのである。

これらに対する田鎖系諸案からの反駁は「速記彙報」に載せられた。第一の点に関しては、林式は国粹主義でありながら何故に記号を左書きにしたかという。これを取上げた林は、自著において、左横書きは右手で書くものの最も便利な形だから従つただけで、断じて西洋の模倣ではないと反駁している。第二の点に関しては、線画の種類を増し点画の種類を減らす方が実際の速記には好都合であるのに、林式はその逆を行つてゐるから間違ひやすいことになるという。これに対し、田鎖系諸案こそ母音符号としての点画の用い方が繁雑であるから間違ひもしようが、林式では「理想的に類推せらるる」から絶対に間違ひないと言つてゐる。

発音と画線との関係につき、林は画線が発音状態の模写となることを理想とし、高速度におけるみだれを考慮しなかつた。田鎖系は、西洋の模倣から出発したには違ひないが、すでに連綴母音符号によつて音節文字を形づくり、父音符号の一部を改訂し、その他すべては国語の速記に有利なよう実地の面からくふうされていた。田鎖系はすでに優秀な実務者を出していたが、林式からは遂にそういう実務者が出なかつた。林式としては、画線体系において比較的豊富な線画からわずかにアイウエオにあてる五個のみを選ぶにとどまり、比較的間違ひやすい点画を極度に利用した点が不利だつたに違ひない。今日の考え方からすれば、画線は発音の模写である必要はなく、画線体系と音韻体系との全般的対応の方が必要だとされるゆゑである。林の研究は速記そのものの研究としては間違つていたが、これによつて田鎖系には画線利用の根本問題に関し反省する機会が與えられた。また林の著書「速記学諸流比較一覽」は、とにかく当時の速記方式を比較対照したところに、その学価値を失わないものである。

第六節 帝国議會への進出

明治二十三年五月、議会が開かれるに至つたとき、日本語による演説も相当進歩していた。この場合、その記録をいかにするかは、当然次の二つにわかれた。

一、速記術をもつて速記する……一言一語少しももらすところなく筆記する。

二、従来の日本筆記にて筆記する……言論の要点を摘んで大意を書く。

欧米の議會は速記をつけているから、わが国でも速記をつける必要がある。しかし、わが国の速記技術はどの程度まで進んでいるか、議會に必要なだけ速記者を集めることができるか。欧米から帰朝した金子堅太郎は、明治二十三年七月五日、若林及びその門下生を集め、京橋共存同聚でそのテストを行つた。金子は一時間半にわたつて欧米議院制度の演説をやり、若林門下はこれを二人一組十五分交代で速記し、ただちに反訳した。同じような試験は続いて同月九日貴族院議場でも行われた。結果は内閣の臨時帝國議會事務局に報告されたが、このテストが岐路を決したものとされている。

すでに七月一日、第一回総選挙が行われていた。林茂淳は「帝國議會會議筆記は如何様に整頓するを可とするか」につき、議員の意見を求めた。

一、文章体に直すのがよい……氣遣いじみた聞きにくい口頭の弁論をそのまま載せるのは体裁が悪く、また了解もしにくく。

二、言語体のままでよい……文章体に直すと、筆記者の巧拙により著しい差ができる、そのまゝ書いたのではわからないような話し方は聞いていてもわからないのだから、わかりやすく直せば偽りになる。

三、官報には文章体を掲げ、議員には言語体のまゝ配付する……前二者の折衷案。

しかし、八月二十九日の時事新報は次のように報じた。

之を摘記の文章体にせんか、将又言文一致の速記文にせんか、両説共に異論賛成少からずして決せざりし貴衆兩院の傍聴筆記は、いよく速記の言文一致体にて記すことに決定したりと云ふ。

結局、速記を附し、逐語的に反訳して速記録をつくる方針となつたのである。

九月十日、伊藤新太郎は貴族院属を、林茂淳、薦野孝郷は貴族院属を、若林珪蔵、佃興次郎、松川福三郎は衆議院属を、それ／＼拜命した。各速記課勤務を命ぜられ、月俸は七十圓、六十圓、五十圓の三段階であつた。その他は臨時雇ということになり、この六名が協議の結果、無試験採用十名、十月十六日、二十日、二十二日の三日間衆議院議場で行われた採用試験に合格したもの十八名、両者は各抽籤をもつて計十四名ずつ貴衆兩院に配し、十一月十日辞令を發せられた。日給は三四五十錢、三四、二四五十錢、二四の四段階である。

兩院の速記を担当した三十四名はいずれも田鎖系の速記者であつた。この十月二十八日、神田小川町松靜亭で「日本速記術發表第八周年記念会」が開かれたが、名古屋にいた田鎖は「ハシウネンヲシユクス」という電報を受取り、まことに感慨無量だつたに違いない。十一月二十五日第一回帝國議會召集、二十一日開院式舉行、同日夜、議會速記者は神田金清樓に祝宴会を催した。

明治初年来、總ての學術は政府の勧誘とか外国人の奨励とかによつて助長したのに、速記術ばかりは全く一私人の手に生れて一私人の手に育ち、八年未滿にして第一期の帝國議會の議事筆記に応用せら

るの榮を得るに至りました。何卒議會に好結果を得て益々諸君と共に此の術を擴張したいと存じます。(満場ノ人々手ヲ拍ツ)

これはその速記録として残された林茂淳の祝辞の一節である。

十二月一日、貴族院規則及び衆議院規則が議決された。前者の第百九條、後者の第百三十八條には、それ／＼次のように書かれている。

議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス

執務は二人一組十五分交代、折半反訳、淨書、校正、校閲を経て官報局に送られ、官報附録として発行された。第一回帝國議會の、しかも開会の即日から速記録を有する日本の憲政史、ここに日本における速記はしつかりとその地盤が整い、もつて今日の隆盛を約束づけたのである。

第七節 田鎖式の成長

第一回講習會終了時には、いまだ略字らしいものがなかった。田鎖は、グラハム式の「[夫]」を「[夫]」、「[Knowledge]」を「[智識]」と読むような直訳的略字を考えたが、あまり實用価値がなかった。これに対し、「牡丹燈籠」表紙裏の速字文には「すこぶる」が「有尾小田」に「[ス]」と「[ル]」を続けた形で書かれている。若林を中心とする筆記法研究会は、まずこういう略字の研究から出発したようである。

仮令、如何に單符号を熟練疾書するも、到底片言雙語の脱漏なく筆記する事能はざるは、數年の実験

に徴して明かなりとす。(「速記法要訣」)

速字には、表音的要素たる基礎文字の他に、表語的要素たる略字を必要とする。第一回講習會の卒業生中から後に実務者を出し得たのは、略字の整備によつてとにかく國語のための速記方式が整えられたからである。

略字として第一に氣づかれたのは助詞で、清沢は「傍聽筆記新法独学」に父音省略による助詞表示法を載せたが、これはその後數次の改訂にもかかわらず成功しなかった。これに対し、実務者の方は、關係ある母音符号、父音符号を特定し、必要な種類が区別できるよう連綴形の助詞表示法をくふうして用いた。助詞の表示法としては、このほかに、加點形があり、八種案、十種案等も生れたが、連綴形は一般的とし、加點形は略字用として併用された。また、動詞の活用語尾に対しても加點法を用いる案が出たけれども、この方は連綴形へと進み、演説体中心に整理されて實用化した。

一般名詞に関しては、清沢が頭文字に品詞名を附記する方法を載せた。

代名詞は人又は物事の名の代りに用ゆるものにして、其符(○)を用い單數複數を區別す。

この方法は次第に代名詞以外にも及び、平林靜順、藤井源太郎等の「辞典法」を生むに至つた。これは、品詞分類、概念分類等による各符号と、それに基づく龐大な辞典をつくり上げたが、ついに實用にならなかつた。実務者は、国名、官庁名等、特殊なものにのみこれを用いたようである。これに対し、最も實用化されたのは、頭文字に尾文字の符号化されたものをつける方法、並びに頭文字と尾文字、または頭文字と

次文字とをとり、略字なることを示す符号をつける方法である。これには多少変形させる形もあり、母音符号を省略した形も現われ、また頭につける符号の形により何字分の略字かを示す方法も考えられた。これらはいずれも頻度を中心に選択されたが、すでに頻度を考えることができたのは、速記態度が安定するとともに、いわゆる演説体が確立されたからである。

田鎖式の成長は、表音的表示法にも現われた。第一に促音の表示法について見ると、倍化の利用、加點の利用、半化の利用、促母音符号の利用、交叉または平行の利用等があつたが、このうち交叉または平行の形におちついて行つた。これは、結合能力という点で、音韻と画線との対応をたくみに利用したものである。第二に長音の取扱ひに關しては加線と母音符号の長大化とが併存するに至つたが、アイ二列は加線、ウエオ三列は長大化という方向におちつき、他に父音符号の倍化も行われたようである。第三に拗音の取扱ひに關しては、画線的にも直音と同じに扱ふことも試みられたが、やがて拗音符号という特殊な形を生じ、一部は二次的に扱われるようになった。第四に森本大八郎はウ列文字を單画とし他の田鎖系諸案のアル單画と對抗した。森本の意見によれば、母音なしで發音するとウ列にひびくから、ウ列を單画とするのがよいと言う。しかし、実際にはアル單画の方が後まで残つて行つた。これらはいずれも音韻の頻度という点で画線との対応をたくみに利用したものである。また、撥音の表示法としては、グラハム式の「N」から導かれたと考えられる撥線が、割合に安定した書き方として続いたようである。

表音的表示法については、そのほかに疊音表示法が發達した。これは「ヨコ」「タタ」などの疊音、「たま〜」「さま〜」などの疊語の他に、「セシ」「トチ」など同行文字の連続にあたり、二音節目の父音符号を省略する同行縮字法へと進んだ。また、「クル」「シギ」など広く頻度の高い二音文字が用いられ、音節單位の表記法より一步進むことになつた。一方では母音符号を共有させる同列縮字法も現われたが、この方はあまり發達しなかつた。なお、数詞について見ると、種々の案も發表されたが、実務者には算用數字に單位符号を併用する方法が広く用いられたようである。

第八節 速記文化の確立

明治二十四年三月八日、第一回帝國議會の閉院式が行われた。両院速記者は当日午後四時より神田開花樓に集まり、大過なく任務を果し得たことに對し祝宴会を催した。

諸君が斯る大難に當つて事ともせず、我帝國速記術のために精勵以て其責任を全うせられ、社会より彼の速記録に對して一点の非難をも受けず、無事平穩に目出たく局を結ぶことを得ましたのは、畢竟諸君が速記社会の代表者なりと云ふの感念を懷かれたに基因すること信じます。

これはその速記録として残された大富丹治の開会の辞の一節である。開期九十日間、両院三十四名の速記者はよくその任務を遂行した。そのため第二回帝國議會以後も常勤の他に臨時雇速記者が採用され、もつて議事運営に貢獻した。議會速記者は「速記社会の代表者」たる誇りを捨てず、斯界最高の技術を維持して今日に及ぶわけである。

若し井上角五郎、綾井武夫、島田三郎、渡辺治等の諸代議士が一声「議長——」と発言を求めらるる時に当つては、諸君の胸先づギクリすることは無きや、「無シ無シ」ト呼ブ者アリ」或は其演壇に登つて滔々論じ出す時に当つては、胸踊り筆進まざると云ふ憾は無かりしや、「夫子自ラ如何」ト呼ブ者アリ」或は十五分間筆記し終つて、高梨にぶつかつたとか、或は井上にぶつかつたとかと歎息したることは無きか、「有ル有ル」ト呼ブ者「無シ無シ」ト呼ブ者相応ズ」

国語の速記術にはなお研究訓練の必要があつた。当時の速記者は第一回帝国議会の成功にも満足せず、各自その技を磨き、もつて速記利用分野の確保開拓に努めたのである。

一般の速記利用分野はいかに広がつたか。速記事務所速記社が無料で頒布したパンフレット「速記社」によると、その明治二十四年三月版には次のような項目が挙げられている。

府県会議事の速記、市会町村会議事の速記、会社総会の速記、衛生会教育会及公民会等の演説速記、経済法律の速記、公判の速記、政談演説の速記、學術演説の速記、討論の速記、講談及落語の速記、応接談判の速記、口述の速記、祕密事件の速記。

また、その速記態度には、逐語速記の他に次の二種類が見出される。

文章体に改むる事……速記にて書取りたるものを文章体に改むることを望まざる者なきにあらず、是れ亦我速記社社員容易なりとする所なれば、御注文に応じ、斯る場合には能文健筆の社員をして之に当らしむべし。

要領摘録の事……或は言論の一音一吐の細点に至るまで筆記するを要せず一篇の要領を筆記せよと望まることあらば、是れ亦我速記社社員中之に巧なる者あり、御注文のまに／＼議事なり演説なり其大意を摘録し、坐右に呈すべし。

二十四年十月版によれば、写真的速記、修刪的速記、文章体に改むる事の三種が挙げられている。すでに速記の利用分野も相当に広がり、種々の求めに応じて速記録がつくられたのである。

当時の速記料については、次のように書かれている。

速記料は依頼者の便宜に任せ、時間と枚数との二種に分つ、依頼者に於て其種類を扒さるときは枚数にて申請くべし。時間速記料の標準左の如し。一時間以内金壹圓五拾銭、以上一時間まで毎に金壹圓を加ふ。枚数速記料の標準左の如し。十枚以内（一枚十六行廿字詰）一枚金拾式銭、十一枚以上五十枚以内（同）一枚金拾銭、五十一枚以上（同）一枚金八銭。

このほか、「文章体に改むることを依頼せらるるときは前項定めの外更に五割以内を申請くべし」とか「東京市外に出張する場合には速記料の外往復旅費を申請くるものとす」などがつけ加えられている。この報酬は割合高価であつた。そのため当時すでにデモ速記者があり、速記の信用を傷つけること大であつた。

「某速記者は役に立たぬ」とは言ふを得べし、「速記者は役に立たぬ」とは云ふべからず、若くは「速記は役に立たぬ」などとは尙以て云ふべきものにはあらず。（「速記利用のしをり」）

第九節 速記録と速記手段

当時の速記実務は平かな漢字まじり文で反訳されたが、特に俗語にして漢字を当てにくいと思われるものは、「チト遠方の」「ドウも凄しい」「シヨツチュウ」「ムヤミに」などと片かなで書かれた。片かなというのは発音を表示する場合普通に用いられたものであるから、俗語やなまりなどを書き表わすに平かなよりも好適であつた。筆をとれば「始終」と書くべきところ口では「シヨツチュウ」と発音する人に対し、特に「シヨツチュウ」と訳したのは、録音効果を狙う速記態度が修正された後までも残つたのである。これに対し、第一議会の速記録は公文書として片かな漢字まじりで書かれたが、「ちゃんト」「なぜナラバ」「あちらカラ」などと特に平かなで表わされる部分が存するのは、同じ行き方であつたと考えられる。速記者は当時すでに文字の用い方に關して特に意を用い、送りがないに關しては、内閣官報局編「送りがない法」に準拠したようであるが、その許された範囲ではやはり録音効果を狙つていたのである。

速記が録音効果を狙うのに対し、すぐ連想されるのは録音機である。明治二十二年一月二十一日の官報には、「撮音機の沿革及びグラフォフォンの構造」なる記事があり、録音機の沿革と円筒録音機の解説を載せた。明治二十四年、三宅延三郎は円筒録音機を用い、速記機械を發明したとて貴衆兩院を訪れた。当時の録音装置としては「弁士の言を聴きながら蓄音器に其言語を吹込む」という方法によらざるを得なかつたらしいが、とにかく「米人の發明に成れる蓄音器を利用して今日の速記術に代へんとする」方法であつた。「速記彙報」によれば、三宅は速記者談話会に出席し、速記者との間に質疑応答を行つたが、その際に若林珪蔵は次のように評している。

米国英国等にて蓄音器盛に行はれ居るに、速記は矢張り速記にて別に行はれ居れり。若し三宅君の言はるる如きこと實際に行ひ得べきことならば、既にこの国にか応用され居りさうなものなり。

当時蓄音機はきわめて高価であり、この方法はただ理論だけに終り、実用化されなかつた。この考案は、ただわが国における録音速記の沿革として見るときに史的意義を持つだけのものである。

一方には印字による速記機の研究も行われた。明治二十一年末より誇大な宣伝を始めた藤木顯道の「速記器」がその一つである。その構造は、小型の箱の上に帶狀の紙を手前より向う側に巻き取るように装置し、箱の表面において、右手の五指にはめた印で印字しようとするものである。紙にはあらかじめ次のような順序で左から右に野が引いてある。

チウ、ぶ、ブ、しゆ、ジュ、ヤ、ル、あ、ク、ぐ、ツ、づ、ス、ず、ム、ぬ、フ、ウ

右手の各指にはめる印には各指毎に三種あり、平声、復韻、鼻声を表わし、五指がアイウエオの五母音を表わし、これに必要な父音の書かれた紙の上に印字して行く。理論上は可能かもしれないが、速記機としてはきわめて原始的なものである。そのため実務者も出ないままに終り、いたずらに弁当箱というあだ名で嘲笑されるにすぎなかつた。もつとも、藤木が次のように書いたのは今日も当てはまることである。

技手と云ふも可ならん乎。〔速記全書〕

藤木は、エム・エム・バーソロミューとかジー・ケー・アンダーソンなど米国における速記機發明者の名を紹介した。今日これを調べれば、前者は一八七八年、後者は一八八五年、それ〴〵印字速記機を發明した人である。従つて、藤木には、印字速記の紹介及び研究という立場で、その史的意義が認められるわけである。

「速記雜誌」第二十一号には、第二回帝國議会の衆議院速記者採用試験に關し「試験場の奇観(?)」なる短評を掲げた。

速記器は弁当箱を携帯して(正午に至らずとも)コック〴〵やるべし、三宅某は、蓄音器を携へ来りて「諸君ヨ―諸君ヨ」と鸚鵡がへしにやるべし、豈奇観ならずや。

しかし、実際には印字速記者も録音速記者も受験しなかつた。速記者談話会が解散したあとには、明治二十七年十一月速記同志会ができ、貴衆兩院有志が中心となつて速記者が結合した。しかしその会員はすべて田鎖系の速記者であつた。明治三十年までに出された主な圖書と言へば、丹羽瀧男「独学自在日本速記法」、荒浪市平「速記之友」、若林珪蔵「速記術」、田鎖綱紀「新式速記術」などがある。しかしこれらはいずれも田鎖系の方式を解説したものである。これを要するに、速記の手段としては録音速記も印字速記も机上の空論にすぎない時代であり、記録速記の主流はすべて田鎖系であり、一流実務者はすべて田鎖系の

方式を用いていた。田鎖綱紀が明治二十七年十二月二十四日「公衆ノ利益ヲ興セシ廉ヲ以テ」藍綬褒章を下賜されたのはこのためである。また二十九年五月十三日「本邦速記術創始ノ功勞ニ依リ」年金三百圓を終身下賜されることになつたのもこのためであつたと考えられる。

第五章 明治後期

第一節 技手制度の実現

貴衆両院の速記者は、少数の常任を除くほか、大部分が会期ごとに試験または無試験で採用される臨時雇であつた。明治三十年を見ると、第十一議会に貴族院が常任五、臨時雇十二、衆議院が常任二、臨時雇二十三となつてゐる。しかし会期は年九十日、解散をすればそれで終り、特別議会は会期が二十一日、実力あるものは必ず採用されるとしても、その身分は不安定であり、会期中だけで一年分の生活を支えることはできなかつた。ここに全員の常置制が要望され、これが速記技手の形をもつて実現したのである。

明治三十年十月七日、勅令第三百四十九号及び第三百五十号をもつて貴衆両院の事務局官制が改正され、判任官としての速記技手各二十五人が置かれることになつた。同時に勅令第三百五十二号をもつて貴族院衆議院速記技手俸給令が定められた。

第一條 貴族院衆議院速記技手ノ月給ハ分テ十二級トシ別表ニ依リ之ヲ支給ス 但シ技術拔群ナル者ハ特ニ百円マテ増給スルコトヲ得

別表によれば、一級七十円より十二級十五円まで十二段階となつてゐる。この制度は予算の都合により明治三十二年から実現されたが、これにより、貴族院では伊藤新太郎ほか二十二名、衆議院では若林珪蔵ほか二十四名がそれ／＼速記技手として任官された。他に開期中のみ臨時雇をもつて補充されるものもいた

地方議会について見ると、長野、山梨、京都など一時中断したところもあつたが、明治二十九年までに速記を採用した地方議会は次の二府十六県に及んでいる。

埼玉 群馬 茨城 長野 神奈川 山梨 愛知 岐阜 福島 岩手 千葉 鳥取 福井 佐賀 京都
大阪 滋賀 富山

続いて明治年間に速記を採用したものは次の一道一府十九県である。

静岡 兵庫 新潟 大分 東京 広島 香川 福岡 北海道 栃木 高知 奈良 宮城 秋田 石川
和歌山 熊本 沖縄 山形 宮崎 愛媛

すなわち、明治末年にはわずか八県を残し、他はすべて速記を採用してその会議録を作成した。市会の方はやや遅れ、明治二十五年に速記を採用した名古屋に続き、明治年間には、東京、京都、横浜、大阪、堺などの大都市に採用されて行つた。従つて速記者の職場としては地方議会にも次第に広まつたのである。しかし速記者の身分という点になると、地方議会は大部分が囑託または会期中のみの臨時雇で、他に定職ある速記者の内職的な傾向が強かつたようである。

帝国議会においては、行政整理の結果、衆議院速記課は明治二十九年九月より三十三年三月まで、貴族院速記課は三十二年十月より三十五年十一月まで、それ〴〵廃止され、各議事課の一部となつたが、速記者は全員各議事課勤務を命ぜられ、執務は従来通り行われた。しかし速記技手の定員は、その後、明治三十六年十二月には二十三人に、四十三年三月には二十人にとそれ〴〵減らされるに至り、他は必要に応じ臨時雇として補充された。

明治四十四年三月三十一日、法律第六十七号をもつて「貴族院及衆議院速記技手官年月数計算ニ関スル法律」が公布された。それは「明治二十三年九月以後」両院の速記に従事したことのあるものは「其の技手任用前の勤務日数を在官日数に算入」することとしたものである。すなわち明治二十三年以来の臨時雇は「其待遇の精神に於ては本官と毫も異らざる」形であるから「明治二十三年以後三十二年四月官制実施に至る期間に於けるその雇勤務の年月数を在官年数に加算する」のが当然だということになつた。同じ趣旨の法案はすでに明治四十二年第二十五議会に一度提出されていたが否決され、明治四十四年第二十七議会において再び提出され可決を見たものである。これにより議会速記者は恩給関係においても一段と優遇されたわけである。

第二節 方式研究の機運

若林珪蔵はその著「速記術」においてまず速記利用の盛んなことを述べたが、その場合、次のように指摘している。

世人は之を見て我邦の速記術は最早完全の域に達したるが如き感あるならんも、是れ速記術利用の進歩に過ぎずして、速記術其者の進歩と云ふを得ず。

かし一たび速記ができるようになると、その手段たる速記方式の体系的整備に對しても欲が出て来た。若林自身も「速記雜誌」第一号より「速記法改良の方法如何」なる論文を載せている。

速記法の改良を計らんと欲せば、須らく欧米諸國に於ける各流各派の速記法を研究せざるべからず。若林はドイツ系の速記方式いわゆる斜線派に興味を感じ、自己の方式に二音文字としてこれを併用したくらしいである。

方式改良あるいは新方式の研究という立場では、実務者以外にもこれに努力する人がいた。

明治二十四年—二十六年 毛利高範

同二十四年四月帰朝するや、獨式に準拠して邦語速記術を創設すべく決心し、最初は直訳して邦語に当嵌めんと試みたるも、彼我言語の相違は之を同一に取扱ふ能はず、他に新規なる方法を案出することの必要を認めたるを以て、字形は全然獨式とし、是に傍聽筆記法等の略語略符を参考として独自の略語を作り、一種の方法を組立て得た。〔毛利式速記發達の概要〕

明治二十五年—二十八年 エドワード・ガントレット

まだ青年で元氣に満ちてゐた私は、無法にも更に別な新式な日本語速記術を自分自身で發明して見ようと決心し、ビットマン氏の式を基礎として之に着手した。〔ガントレット式日本語速記術〕

毛利高範は明治三十二年二月「日本短記法」を著わした。しかしいまだ研究途上にあり、優秀な後継者を

持つには至らなかつた。これに反し、エドワード・ガントレットは明治三十二年十一月「新式日本語速記術」全三巻を著わし、續いて明治三十九年十月、書名は同じであるが、これを四六判二百八十ページにまとめた。これには幸い森上富夫その他の優秀な後継者を得たため、ガントレット式は田鎖系と併存し得る最初の國語速記方式として、ようやく認められるに至つたものである。

ガントレット式は、基礎文字の構成について見ると、ビットマン式との間に次のような類似点が認められる。

〔カ〕＝〔K〕 〔サ〕＝〔S〕 〔タ〕＝〔T〕 〔ナ〕＝〔N〕 〔ハ〕＝〔P〕 〔マ〕＝〔M〕 〔ラ〕＝〔R〕
〔ワ〕＝〔W〕 〔シャ〕＝〔SH〕 〔チャ〕＝〔CH〕

この場合、ガントレットは、ビットマン式に加えた変更の第一として、ホの点を挙げてゐる。

文字の長短によりて母音を異にすること。

すなわち、ア列文字に母音符号「イ」にあたる小田をつけてイ列文字とする点は田鎖系とも似ているが、ア列文字を二倍にしてオ列文字とし、イ列文字を二倍にしてエ列文字とした点が異なるものである。

ガントレット式はビットマン式に基いて組み立てられたため、ビットマン式との間に種々の類似点を持つてゐる。そのため「新式日本語速記術」下之巻第十二章には「外國語記号」という章があり、ビットマン式を解説してゐる。

學習者若し英語速記法を完全に研究せんと欲せば、更に之が爲めに夥多の時日と勞力を費さざるべか

らず。英国及米国に於て発行せらるる許多の速記術中余は特に英国サー・アイザク・ビットマン氏の速記術を推薦せんと欲するなり。

この点はビットマン自身の認めるところともなり、ガントレット式の英文の解説書“Japanese Phonography”は、ビットマン式外国語速記法の一つとして、ロンドンの Sir Isaac Pitman & Sons Ltd. より出版された。これは海外で出された日本語速記方式解説書の最初とされている。

明治中期にも、田鎖系に対抗する方式として黒岩大の黒岩案、林蘊臣の林式その他が出たが、いずれも実用に至らなかつた。それに対し、ガントレット式が実務者を出したことは、方式研究の立場で一つの画時代的特色となるものである。ガントレットは国語の速記方式として田鎖系以外にも可能なことを証し、国語速記方式の新しい研究に緒を開いたわけである。

第三節 方式構成の新方針

五十音表の中に長短の差を利用したことは、確かにガントレット式の特徴である。しかしながら、單に線の長短の差という点ではすでに田鎖系においても利用されていた。たとえば、明治十九年に出された若林玗蔵「速記法要訣」には、次のような書き方が載っている。

長音とは音を長く引きて呼ぶ時に用ふるものにして、即ちカーキークーケーコー等なり……父音と子音のキシチニヒミリビ等の時は、其符号の全体を二倍の大きとなし……と書くべし。

その意味で、ガントレット式と田鎖系との相違は、五十音表の中に長大化を利用するか、長音にこれを利用するかに存する。それは用いる画線の体系の相違ではなく、画線の用い方の相違と考えられるものである。

これに対し、ガントレット式においては次のような書き方があつた。

一、同行累音法―同行に属する異音二字連接する時は、第二音の記号は唯該子音に相当する母音のみを第一音の記号に附するによりて表はし得べし。

二、チクシ法―チクシの三音が一語の第二音なる時之を省略する。

すなわち、基礎文字に母音文字を連綴すれば、その母音を含む列の音節のうちその基礎文字と同行の音節がその基礎文字に続く場合の二音文字となる。また、基礎文字に大田、小田、小鉤を連綴すれば、それぐチ、ク、シの音節がその基礎文字に続く場合の二音文字となる。従つてこれを利用すれば、田鎖系において一音節しか表わさない線量でも、ガントレット式においては二音節を表わす場合が存することになつた。長短の差を利用したことそれ自身は單なる画線の入れかえにすぎないかもしれないが、そのために、従来一音節しか表わさなかつた形に二音節をあてることのできる場合、すなわち同画倍音の可能な場合をそれだけ多くした。このことは略字をもつて補わなければならない部分をそれだけ少くすることになつた。言いかえれば、五十音表の中に單画文字を多くすることは、同画倍音の基礎として初めて効果が顯著となる。これがガントレット式に始まり、その後も長く方式研究方針に一つの流れをつくつたのである。

一、次に示したる諸点は之を省くも読み難きことなし。(1) バ行の文字の側に打ちたる圈は是等の文字が一語の中間又は終りにあるとき。(2) チャーチューチョージャージョーシヤーシユーショーの長音点。

二、正輪は次の場合に省略する事を得。(1) マスの働詞記号の前。(2) テ及びタの前。

三、日本語にて促音は常に濁音およびナハマヤラワの前にあることなし。依て此場合に於て記号を交又し或は之を離して上方若くは後方より書き始むること上の促音と同じ書き方をなすときは、之を以てンの音を示すものとす。

すなわち、語中においてはハ行文字もバ行文字も同じ形でさしつかえない。拗音の一部は長音短音ともに同じ形でさしつかえない。動詞の連用形のうちイ列はア列文字、エ列はオ列文字と同じ形でもさしつかえない。促音はその用いられる位置に關し制限があるため、その條件の備わらないときは同じ書き方を撥音に利用するというのである。このことは「俗語漢語又は西洋語の別ちなく一言半句をも誤らず其の国訛り言葉癖までも耳に聽ゆるままに」書かんとする場合には、とうてい許されないことである。後にこの方針が修正されたとしても、異なる音を同じ画で表わす、すなわち同画異音、というところまでには進まなかつた。同画異音を可能ならしめたのは、速記態度が確立し、日本語の音韻研究が進んだからである。このやり方は有効な画線を有利に用いることができるため、この後も方式研究方針の一つとなつたものである。

最後に、ガントレット式には同じ音を表わすに二種類の線の設けられている場合、すなわち同音異画の場合、があり、その選択の基準が次のように示されている。

一、鋭角をなせる書方を以て鈍角をなせる書方よりも優れりとす。

二、二つの曲線文字を結合するに二様の書方あるとき、其同じ方向に回転するものを優れりとす。

三、前進方向は後退方向よりも速に書き得るものなり。

田鎖系にも同音異画字として変体記号や転倒記号を設けた方式がある。しかしそれはおおむね「ずり」を解決するためであつた。

其字、綴字線を漸次下方に垂れて次野を犯し、為に運筆を妨げ、甚しきに至りては二三野を犯すの不便あるを以て、之が代用を為すにあり。(丸山平次郎「実験改良速記術独学」)

これに対し、ガントレット式ではその選択の基準が書記運動の難易に求められている。これはすでにピットマンが指摘したことであり、その翻譯的介绍にすぎないが、これ以後の方式研究に書記運動の難易が取上げられるきつかけとなつたものである。

第四節 電話速記の発達

明治九年、米国においてグラハム・ベルが電話機を發明し、同十一年には電話交換が開始された。わが国では明治十年十一月すでに東京横浜間に手動式電話が布設された。その後、明治二十三年四月に電話交

開通した。二十六年三月には大阪及び神戸にも電話交換業務が開始され、三十二年一月には東京大阪間長距離市外電話線の開通を見たのである。

長距離電話の開通は、新聞関係の通信連絡に役立つ。これによれば、大阪の新聞社は東京の記事を、東京の新聞社は大阪の記事を、電報よりも速く送ることができる。そのため有力各社には電話筆記担当者が置かれた。この場合、音声を目にしてこれを筆記するという点では、電話筆記も速記と相通する活動になる。すでに二十八年八月速記者として時事新報に入っていた矢野由次郎は、この点に着目し、三十二年二月大阪記事の電話筆記に速記を利用した。続いて大阪では同年三月電話速記者として小倉恵が大阪毎日に入社し、東京記事の電話速記に当つた。ここに速記者の仕事として、新たに電話速記という分野が開かれたのである。

一般の速記と電話速記とを比べると、音声を文字に直す仕事という面では共通する。しかし、その音声が思想から発したか文字に基いたか、多人数に話す音声か一人に話す音声か、肉声か機械音か、などの点で異なる。当時電話の感度はあまり良好でなく、機械音に慣れこれを正しく聞きわけけるには相当苦心した。ただ電話速記においては固有名詞その他に文字の説明が行われ、記事として反訳できるような処置が取られた。またうまく聞き取れないところ、文字のわからないところは、その都度聞きかえすことができた。これらの点も一般の速記と異なつた面である。

熊崎健一郎は「後進養成の新方針」なる論文において速記者を議事速記者、演説講話速記者、新聞記者的速記者の三つにわけた。この場合、電話速記者は新聞記者的速記者の一種となつてゐる。そこには新聞記者的センスが必要であり、「速記者にして兼新聞記者たり、新聞記者にして兼速記者たり得る者」が望まれたからである。やがてそれは「單に一の演説或は議事を速記し夫を翻譯する如き他人の意志を受継いで而して夫れを文字に現はす、即ち他人の意志と文字との仲介者として自己の意志思想は多く之を抑圧の境遇に置かざるべからざる底の速記者」に満足しないものには、好都合の職場となつたわけである。

従つて電話速記を志すものも増し、電話速記の職場は地方紙にも次第に及んで行つた。

其後三重県津市に於て発刊する伊勢新聞社の招聘に応じて之に赴くこととなり……當時新に電話通信の開始せらるるあり。一條の電線克く東西都市の状況を伝へて、同県下他紙をして顔色なからしめたるが、之が直接の衝に当るは即ち速記者たる予にして、其責亦輕しと為さず。(熊崎健一郎「最新速記術」)

明治四十年九月には予約新聞電話規則が制定され、明治末年には東京朝日、大阪朝日の各八名を初め、全国各新聞社に電話速記者が活躍していた。その数は議会速記者の二倍に達し、数においてわが国速記界の主力をなすに至つたのである。

第五節 速字單・画化の研究

武田千代三則 明治三十七年五月「附録」第一卷第一号「武田千代三の速記法」に、
によれば、武田は学生時代にビットマン式を研究したことがあり、速記の効用について十分認めていたが、「日本の今日の速記法がどの位まで進んで居るか」についてあまり知らなかった。しかし、この論文により、武田は「多くの速記者の直話」や「実地に書写せるノートブック」に接する機会を得て、国語速記方式の現状を知ることができた。それに基づいて執筆したのが、「太陽」第十卷第八号に載せられた「再び速記術に就て」なる論文である。

余をして斯々せば必ず邦語速記改良の功を収め得べき見込ありと信するに至らしめたる事項を略述して、聊か速記専用法及び一般速記に興味を有する人士の参考に資せんと欲するのみ。

ここに武田は、国語速記方式構成に関する一つの考えをまとめたのである。

武田は「由来邦人手指の鋭敏輕捷を以て鳴る」にもかかわらず「一人前の腕を養はんが為」に「尠くとも滿七ヶ年の刻苦を必要とする」のは、速記方式が「未だ幼稚の域を脱せざる」ためだと考えた。そこで速記方式改良の方法として第一に指摘したのが、速字單面化による同画倍音の点である。

宜しく此の字の字尾の附鉤を廢して之を他の略字に利用し、五十音は他の方法に依り全く此等の附鉤を用ゐず……総べて一直線又は一曲線にて一画に書き表はすの法を探るを宜しとす。

この論文を書いたころ、武田はいまだ具体案を持つていなかった。しかしその後この方針に基づき武田自身で新方式を組み立てることとなった。これが明治三十八年三月十六日より日本新聞紙上に連載された「武

田式速記入門」である。

武田式はビットマン式に基いているため、ビットマン式との間に次のような関係が認められる。

[カ] = [K] [サ] = [S] [シ] = [SH] [タ] = [T] [チ] = [CH] [ナ] = [N] [ニ] = [NG]
[ハ] = [H] [マ] = [M] [ラ] = [R] [ワ] = [W]

この場合、武田は「サ」「シ」及び「タ」「チ」の関係を「カ」「キ」にも利用し「キ」は右肩上りの直線とした。「ナ」「ニ」の関係を「ハ」「ヒ」「マ」「ミ」及び「ラ」「リ」の関係に利用し、それらア列文字の濃線とした。またエ列文字はア列文字の二分の三倍、オ列文字はア列文字の半分とし、ウ列文字はア列文字の半分に加点したものあるいはイ列文字の半分とした。これが「総べて一直線又は一曲線にて一画に書き表はす」という方針の具体化されたものである。次に、田鎖系の母音符号にあたる部分を他の音節にあて、これを略字体文字と名づけたが、この方はビットマン式との間に次のような関係が認められる。

[ス] = [S] [クス] = [SS] [ル] = [R] [ルル] = [L] [シタ] = [ST] [ン] = [N]

このほか「セ」「タ」「ツ」「ク」「コ」「テ」「ワ」「ヤ」「カ」「ク」並びにその濁音などをこれに準ずる形とした。これが「字尾の附鉤」を「他の略字に利用」した具体例である。

單面文字及び略字体文字による同画倍音は、当然の結果として武田の意図した次の点をだくみに実現し得るかに見えた。

無益に無数の略語句等を用ゐるの窮策に出づるの必要を減じ、為に速記の學習を容易ならしめ、一般

しかし、武田自身は三十九年九月山梨県知事に就任し、速記の実務者とはならなかった。そのため武田式に関する質問も田鎖系の長谷川篤に任せ、武田式としては遂に実務者を出すにも至らなかつたようである。

田鎖系の主流はア列のみに單画文字を使用している。ガントレット式はさらにオ列にも單画文字を使用している。武田式は五十音表のほとんど全部を單画文字で構成している。こういう特徴から、田鎖系のような方式を複画派、武田式のような方式を單画派と称し、ガントレット式のような方式はその中間を行くものとして折衷派と名づけられている。この場合、單画派としての武田式は、その單画化のために、長短の差四種、濃淡の差二種を五十音表の中に入れた。長短の差はガントレット式に見られ、濃淡の差もガントレット式が「ヌ」及び「ム」に用いていた。しかし、長短の差がどんな場合にどこまで利用できるか、濃淡の差がどこまで書き分けられるかは、その後も種々論争の的になつたものである。

第六節 田鎖系の折衷派

ガントレット式の出現は、田鎖系に飽き足りないものを刺戟した。熊崎健一郎は田鎖式を学び中京新聞社に奉職し、ついで伊勢新聞社に移つたが、田鎖系に満足しなかつた。

併しながら、顧みれば自己の技倆は遅々として未だ上達の域に達したりと云ふを得ず……予此時私か

に惟らく、之れ予が勉学の足らざるに非ずして速記術の不完全に因れるならんと。〔最新速記術〕

熊崎は「斯術改良の念」を起し「斯術に関する有らゆる著書を涉獵」したが、そのうちで最も役立つのはガントレット式であつた。熊崎はその後大阪新報に転じ、三十八年時事新報に入つたが、田鎖式を用いる傍に研究を続け、遂に熊崎式をつくり上げた。明治三十九年三月の「新式簡明速記学教授書」及び同四十年二月の「最新速記術」がこれである。

熊崎式の特徴は「新式簡明速記学教授書」に挙げられた特色のうち、一、四、六という次の三点によつて代表される。

一、本式は文字の長短を以て声音を区別するの制に則り、五十音概ね單画若くは單画に等しき曲直線より成れり。

四、本式は縮字の法則に依り、従来の速記術に於て一音に使用されし複画の文字は多く之れを二音に使用さる。

六、本式に於ては略字を用ゆること甚だ少なし。一般に字面簡明にして殊に縮字の法則あるあり、普通に通に連綴したるものすら尙ほ従来の速記術の略字に比し簡單なるもの往々あれば、強ひて無益の略字を多く用ゆるの要なればなり。

従つて、熊崎式が同画倍音という研究方針に基いたことは明らかである。

熊崎はガントレット式の方法により、五十音表の中に長短の差を取入れた。それに関しては特に「最新

速記術」第五章に「長短區別法に就て」なる表題をかかげ、初歩からそのつもりで練習すれば高速度においても可能なことを論じた。これに反し濃淡の差に関しては第十章濁音の章でこれを取上げ、その不可能なことを論じた。これらの点は熊崎自身が実務者であるために生れた論であり、武田式が机上論に終つたのに対し熊崎式から実務者を出し得た根拠の一つである。

熊崎はサタ兩行を斜線とし、それに左下行線と右上行線との二種を認めた。

我国固有の言語は加佐多三行の音を含むものが最も多いのでありますから、速記に於ても此三行の文字の便否は全体の速力上に重大なる關係を有して居ります……佐行と多行とは何れも傾斜の度を有する曲直線でありますから……特に変則を設け、文字の形状を異にせずして其書方を二様にする方法を定めたのであります。〔最新速記術〕

これは、国語の音韻研究に頻度を考えた点において、従来の変体記号や転倒記号に優るものである。また熊崎は同行縮字法の採用による同画倍音を考えたが、その際に拗音に関しては次のように規定した。

之は拗音に続く拗音の縮字ではなくして、拗音に続く清音の縮字連綴であります。〔最新速記術〕

これは国語において拗音の続く形よりも拗音に直音の続く形の方が多いと考えたからである。

熊崎は濁音に加点、長音に加線を利用したが、その際に次のように注意した。

種類を同じふし若くは意味を同じふするものは、特に清濁の區別に注意を要するのであります。

前後の聯絡關係上より推読するの困難なるものと思惟する言語若くは熟語に対しては、必ず一定の長

音標を附し置くの必要があります。〔最新速記術〕

しかし「之を附せずとも別段間違ふべき心配もなく読下するにも困難を感じるが如きことのないものにまで」これをつける必要はない。「省略し得べきものは成るべく省略」し、その範圍はそれを用いる速記者の学力に任せる。これらはいずれも、発音の通り書くことよりも正しく反訳できるといふ方に主眼が移つたからである。

熊崎は田鎖式を実際に用いている傍に熊崎式をつくり、みずから次第にこれに移行した。その意味で熊崎式は田鎖系の折衷派とも言える方式である。しかしすでに田鎖系諸案とはその構成を異にしたため、熊崎式は田鎖系を離れ、これに対立する存在となつた。熊崎は自己の方式の優劣をためすため明治三十九年一月進んで衆議院速記者採用試験を受け、出願者三十四名出頭者二十八名中第二位となつて合格した。熊崎は衆議院を断り時事新報にとどまつたが、これによつて新方式に大きな自信を得たのである。

第七節 日本速記会の活動

速記者の団体たる速記同志会は、明治二十九年三月より「速記時論」なる雑誌を出した。それは「速記に関する森羅万象を載録し、一は以て速記業者の南針に供し、一は以て江湖人士の曉鐘に資せん」とするものであり、明治三十六年一月第二十六号まで続いた。しかし不幸にして同年一月二十八日解散することとなつた。続いて同年貴族院速記課の速記者は二二会をつくり、遅れて三十九年衆議院速記課では衆速会

がつくられ、いずれもその後長く存続したが、昭場において解散された雑誌は、
て團結させるものではなかつた。

明治四十年一月、貴族院速記課の平野勝己、築轍、小宮八十二、川守田武一、衆議院速記課の長谷川篤、尾張拾吉郎、等が発起者となり、丁未速記会を組織しようとし、両院速記者の賛同を得た。そこで同年二月十一日麴町紀尾井町の皆香園に会し、川守田の開会辞、平野の座長で審議が進められ、大綱を議決して詳細は起草委員に託した。草案は三月二十八日衆議院速記課内で行われた協議会に出されて修正され、ここに十八條よりなる「日本速記会規約」が成立した。

第三條 本会ハ速記術ニ關スル諸般ノ問題ヲ攻究シ及其ノ改良ヲ図ルヲ以テ目的トス

同日、副会頭若林珪藏ほか幹事六名が決定された。会頭には速記界の恩人と考えられていた金子堅太郎が迎えられ、明治四十年九月三十日麴町富士見軒において発会式を挙げるまでになつた。

吾輩は常に速記の過去を憶ひ将来を考へて、速記と云ふこと及び速記会と云ふこと、又同時に私を助けて議会で速記を成功せしめられた諸君の事は、未だ念頭を離れることが出来ぬ、実に愉快なる記憶を以て居りますから、諸君に御推薦されたのを非常な名譽と思つて御請をした。

これはその発会式の速記録として残された金子のあいさつの一節である。

続いて十月二十八日、日本速記術発表二十五周年を祝うこととなり、日本速記会が主催して牛込清風亭に会した。越えて翌四十一年一月三十日、神田今川小路玉川茶亭に大会を開いた。この大会では、貴衆両

院速記者制度改善に関する件、速記歴史編纂に関する件、雑誌発行規程制定の件等が議せられた。同日、速記歴史編纂委員には林茂淳、酒井昇造、佃興次郎、荒浪市平、木下蔭高が、雑誌部委員には築田欽次郎ほか七名が、それ／＼指名されている。

雑誌は「日本速記会雑誌」と名づけられ、明治四十一年五月十日第一号を出し、四十五年四月第七号まで続いた。佃興次郎はこれに「帝國議會速記史」を、林茂淳は「日本に於ける速記術」をそれ／＼連載したが、速記歴史編纂の仕事は遂に大成しなかつた。また丹羽瀧男、熊崎健一郎が速記独習可能論を称え、佃興次郎はこれに反駁した。可能論の言い分は「良教師が良方式を選択し通信教授又は独習書を發刊すること」及び「学力ある壯年者が独習を為すこと」を條件としたが、佃の意見は要するに次の点にあつた。

百人に対して九十人迄失敗に終ると云ふなら殆ど不可能ではあるまいか。千人に対し其九百九十九人迄が不成功に終ると云ふなら、絶対不可能と云ふても大きな間違ひもあるまい。(丹羽瀧男君に答へ併せて速記の通信教授に就き所懐を述べ)

このことは今日においてもなおそのまゝ当てはまるようである。

当時発行された速記関係雑誌としては、「日本速記会雑誌」の他に「速記」及び「写言」があつた。「速記」は佃興次郎が速記事務所から発行し、明治三十五年一月より四十二年六月まで四十四号にわたつた。「写言」は荒浪市平が速記義塾から発行し、明治四十年二月より大正三年九月まで十五号にわたつた。いずれも速記界の情報、速記研究、速記教育等、種々の記事を載せていたものである。

これより先、明治三十二年十月帝國教育會に国字改良部が設けられ、その一つ「新字調査部」の委員には、点字の石川倉次とともに、林茂淳が加えられた。この部では明治三十三年五月「新字大体の標準」とこれに該当し得る文字とを決定したが、その一つ「速く書き得る事」に対しては速記文字があてられた。その後は国字問題を論ずるもの一応は速字の存在に注目するようになったのである。また明治四十一年一月高橋龍雄著の「世界文字学」には、その一部として国語の速記文字が扱われた。速字の存在は次第に學會においても認められて来たわけである。

第八節 複画派の改良研究

明治三十年以後明治末年までに出された田鎖系諸案の解説書は、次の三著をもつて代表させることができる。

矢野由次郎「実験速記術」 明治三十五年発行

野崎仁太郎「速記術講義録」 明治三十七年発行

丹羽 瀧男「実験速成応用速記法」 明治四十年発行

矢野の案はタ行の父音符号を左下行線にしたものであり、野崎の案はタハヤラの四行において父音符号を改訂したものであり、丹羽の案は母音符号を改訂したものである。しかし、このうち野崎の書は「府県会速記技手養成所」より出された通信講義録で、速記界一般からはあまりよく言われなかつた。従つて、こ

の期における複画派の研究としては、まず丹羽式が取上げられるわけである。

丹羽瀧男は田鎖系を学び、すでに明治二十二年十一月「独学自在日本速記法」を出したが、これは當時の田鎖式を解説したものである。遅れて明治二十七年第八回帝國議會にあつて貴族院速記課に採用され、三十二年速記技手に進んだが、その間に改良案を研究した。その大綱は「速記方式改良私見」として発表され「速記時論」第十四号に載せられている。

附母字の形体には小凹形、直上形、直下形、左斜形、右斜形の五種あります……其附母字が乱れまして、其直上又は直下形に書くべき文字でも、或は右に向き左に向き、殊に小凹形の附母字は往々他の附母字に似たやうになりまして、後日反文の際に甚だ読難いのであります。

この点を改良したのが「唯單に大小二種の凹形を其父音本線の下上又は左右に結合」するやり方であつた。

凹形は必ずしも正凹形でなくても宜い。其形が乱れて長形にても方形にても、又は三角形にても宜い。唯單に大小の結合と上下の差別が付けば、直ぐに見分けが出来るのであります。

すなわち、ア列文字の線尾に、直線は上側または左側、曲線は内側に大凹をつけたのがイ列文字、小凹をつけたのがウ列文字、その反対側に大凹をつけたのがエ列文字、小凹をつけたのがオ列文字となつた。その他はサ行の父音符号として熊崎式の左下行文字をも併用しただけで、他はすべて田鎖系のままであつた。これが明治四十年七月「実験速成応用速記法」として出された丹羽式である。

丹羽はこの案をすでに明治三十五年郷里金沢において短期講習の形で教えたが、これは丹羽自身の用い

ている方式にも変化を興えた。

僅に三箇月かそこら自分の理想たる所の新式を人に伝へたばかりで、最早旧式では書けなくなつた。

〔実験速成応用速記法〕

同年石川県会を引受けたときは「旧新五分五分と言つても宜いやうに速記した」が、「二三年にして最早新式のみでやる事が出来るやうに」なつた。その後三十九年速記學術会を設立し、この方式を正式に教え出した。丹羽式そのものは、田鎖系の成長したものとして容易に移行できる方式であるとともに、すでに丹羽自身の用いている方式だつたのである。

田鎖系の諸案は実務者の間に次第に整えられたが、その系統により種々の相違が見られた。この点に關し山田武八郎は「速記符号の統一に就て」なる論文を「日本速記会雜誌」第二号に載せ、次の二点を強調した。

一、少くとも同一方式を修めたる速記者間に於ては速記符号が普通文字の如くお互に容易に読得る様にならなければならぬ。

二、先づ現在の方式符号に付て実地応用の便益を比較研究して以て之が統一を図り、之を大成したる後徐々に改良の方針に向ふ。

当時すでに濁音の表示法には加點法が主として用いられており、丹羽の次の書き方は丹羽式独得のものではなかつた。

例へば、キンとギンとを列叙的に綴る場合……又或る發音例へば外國語など……加點法を用ふるのである。〔実験速成応用速記法〕

前後の關係で明らかな場合は濁音の表示を必要としないが、清濁の差が類義別語となる場合にはこの表示を必要とするため加點法を用いる。山田の意図は田鎖系の範圍においてその「相異の点を統一」するにあつたが、濁音の表示法という点を見ればすでに熊崎式までが同じ方法となつていた。しかし細部に至る統一はもはや不可能であり、統一田鎖式に關する理想は遂に實現されなかつたようである。

第九節、支那語速記の研究

明治四十一年二月三日、清国出使考察憲政大臣達壽は、速記術調査のため貴族院に林茂淳を尋ねた。林は日本における速記術の概要を説明し、支那語の速記について次のような考えをつけ加えた。

私は此事は日本人の手のみで成功し得ぬとは言はぬ、必ず成功し得るとは信じます。併し清国人中言語學に通曉した人に最も進歩した速記術を研究させ、それを支那語に應用させたなら、割合に速に好果を奏し得るであらうと思ひます。〔日本における速記術〕

続いて長谷川篤は自分の考案になる支那語の速字を達大臣に示し、約三十分間ほど説明したが「支那語の速記を學ぶには八年くらゐを要するであらう」とつけ加えた。林はこれに關し次のような感想を書いてゐる。

日本は古来漢字の恩を受け来つたことゆゑ、どうぞ日本人の手で支那語の速記を仕上げて支那の役に立て、旧恩に報ずるやうにしたいものと思つて居りました。

しかし長谷川案は遂に実用に供されなかつたようである。

田鎖網紀は明治四十一年五月「日本速記会雑誌」第一号に「支那語速記術」なる論文を載せた。

兎に角支那語の素養ありて声類と発音とを精細に研究し、之を充分区別し得るだけに耳の練習を積み、此の簡單明瞭なる速記の文字の組織を会得し……速かに書くことを得たならば、我國語の働詞の法の数種ありて而も語尾の変化千種万態あるに比すれば、支那語速記術の方が我邦語速記術よりは遙かに速成を期するであらうと思ふ。

田鎖の案は、支那語の発音に基き、その二十六年版「新式速記術」の速字を表音的に利用したものである。続いて第二号に「再び支那語速記術に就て」を載せ、四声の書き方を示してこれを増補した。さらに第三号には「三たび支那語速記術に就て」を載せ、基礎的な音についての実際の速字を示した。しかしこの田鎖案も遂に実用に供されなかつたようである。

熊崎健一郎は明治四十一年初春一つの支那語速記方式を創案していた。この案は福島安正の紹介により日本駐劄支那公使胡惟徳の見るところとなり、四十一年九月支那政府に送られた。熊崎案の全貌は大正三年に出た熊崎式の解説書「新式速記術独習」巻末附録に「支那語速記術」として菊判二十七ページにわたりに載せられている。

予は速記学上の見地よりして其事実上不要と思惟せらるるものは之を省き、其必要なるもののみを網羅して都て三百九十九音とした。

支那政府は、これによつて後進を養成し実用に供するため、明治四十二年熊崎を招聘することにしたが、熊崎は時事新報にとどまることを決し、これに応じなかつた。従つて熊崎案もただ研究の域にとどまり、遂にそのまゝでは実用に供されなかつたのである。

これより先、光緒三十一年（明治三十八年）蔡錫勇は四六倍判二百十一ページの「伝音快字」なる書を著わしていた。これは毛筆で上から下へ縦書きする方式であつたが、支那政府は結局これを採用することになつた。

清末季、開弁資政院附設速記学堂……受学而成者先後都二百余人。（蔡章「中国速記学」）

これが支那における最初の實用速記となつたものである。その後中華民國となり、蔡錫勇の方式はその子蔡章に継がれたが、他に張邦永、楊炳助、張兆雲、汪怡、徐流、趙士秋などが支那語速記方式を創案し、現在に及んでいる。支那語の速記方式は、結局支那人の手に生れ、支那人の手に育てられたわけである。



昭和二十六年八月一日印刷
昭和二十六年八月五日発行

(非売品)

日本速記協会

東京都千代田区永田町・参議院内

電話 徹ヶ岡(58)〇一三一
振替 東京 五三五八三

「日本の速記」の御購読料について

毎々御愛読をいただき有難く、厚く御礼を申し上げます。かねてお預りの貴殿の御購読料は 月号をもつて下記の通りに相成ります。ついては、まことに御手数とは存じますが、何とぞ御送金の上、今後とも引続き御愛読くださいますよう、お願い申し上げます。なお、御送金とこの御通知が行き違いになりました場合は、失礼の段お詫びいたします。

残金		不足金	
	円		円

御送金が遅れます場合は、一応発送を保留して、着金を待つて御送本申し上げることにいたしますが、この段あらかじめ御了承くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、帳簿整理の都合上、御購読中止の場合は、御面倒ながらその旨(昭和 年 月号から中止する)至急御通知ください。

〔購読料 1 箇月分45円・半年分 250円〕